2026/5/8更新版

日南市立地適正化計画

第4回策定委員会資料

1. 各種会議意見への対応
2. 立地適正化計画の概要・居住誘導区域・
   都市機能誘導区域等についてのおさらい
3. 防災指針（案）

1．各種会議意見への対応

進捗状況

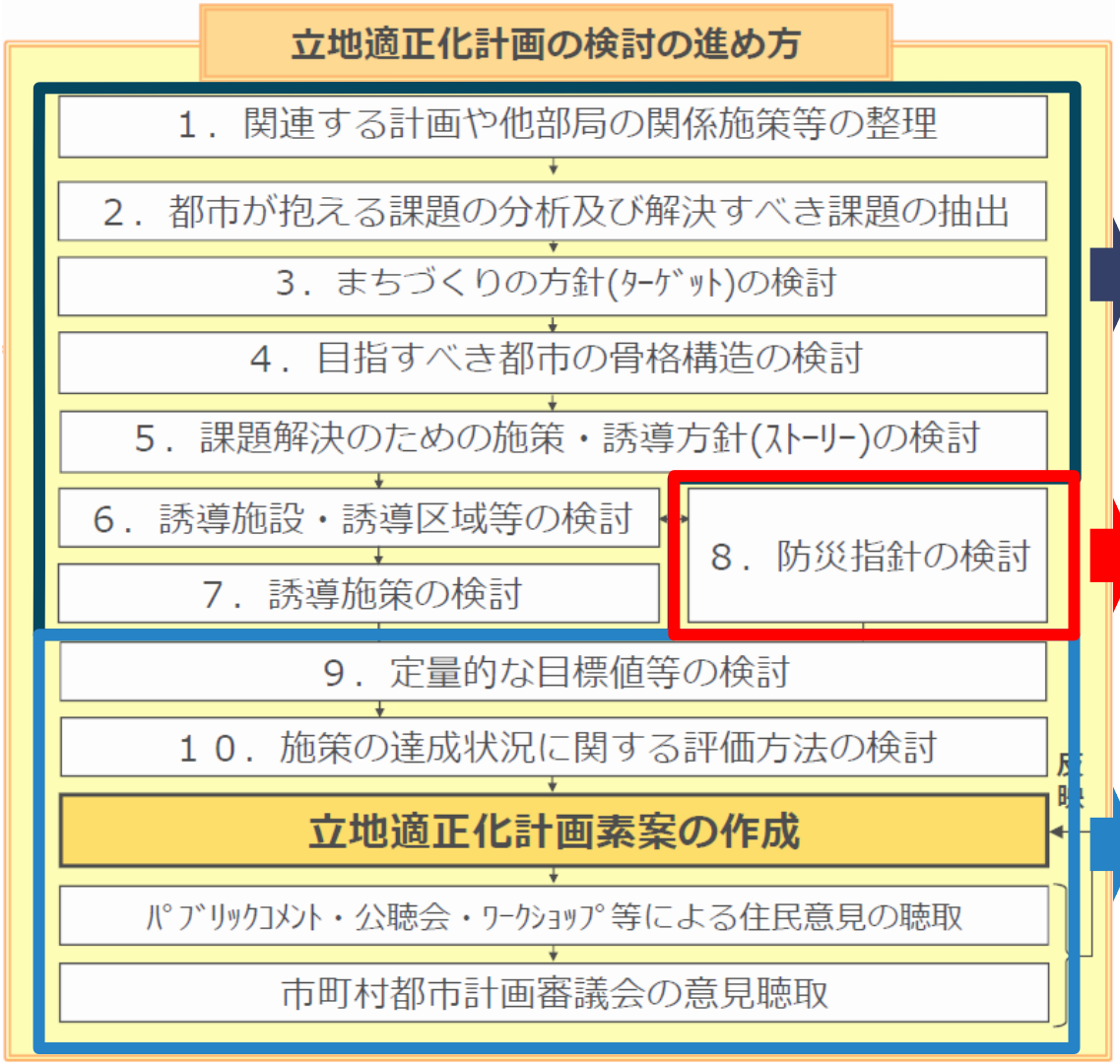

第１回幹事会・作業部会（R6.11.12）
第１回庁内検討会議（R6.11.12）
第１回策定委員会（R6.12.23）
第２回庁内検討会議（R7.3.21）
第２回策定委員会（R7.3.28）
第３回庁内検討会議（R7.6.13）
第２回作業部会（R7.7.22）
作業部会アンケート（R7.11）
第２回幹事会（R7.12.22）※
第４回庁内検討会議（R8.1.22）
第３回策定委員会（R8.2.12）

第３回幹事会（R8.4.15）
第５回庁内検討会議（R8.4.28）
第４回策定委員会（R8.5.13）【今回】

第６回庁内検討会議（R8.7予定）
第５回策定委員会（R8.8予定）
パブリックコメント（R8.8予定）
都市計画審議会（R8.9予定）

※宮崎県津波浸水想定の公表（R7.8）及び戸高川特定都市河川流域の案公表（R7.10）があったため、開催時期を当初予定より延期した

進捗状況

第４回庁内検討会議（R8.1.22）

第３回策定委員会（R8.2.12）

第3回策定委員会意見への回答と対応

意見	回答と対応
・災害リスクの分析について、内水氾濫を確認してほしい。	・内水浸水のデータを追加。（P6）
・手続きは他法令のものは必要であることを誤解の無いようにしてほしい。	・届出の手引きで周知を図る。
・策定が伸びたが計画期間はどうか？	・令和９年度から20年の計画になる。
・空き家は60%が安全上の問題があるが、残りの40%の有効活用を進めてほしい。 ・安全な場所への移転は、土地の確保や経済的な負担が課題である。	・誘導施策に位置付けているが、今後さらに検討していく。
・津波浸水との重ね図は建物階数に加えて、建物用途も整理してほしい。	・津波浸水と建物用途の重ね図を追加。（P7）
・大規模火災のリスクはどう考えるか？ ・浸水深は0.5～3.0mもリスクになる。	・防災指針に取組みを追加。（P64～67）
・高齢者が多い地域ではデマンド交通などとセットで検討すべき。	・地域公共交通計画で検討していく。
・災害リスクの高い地区は居住調整区域の設定も考えられるのではないか？	・都市マスとの整合の観点から、今回は誘導区域に含めている。
・資料館は観光機能とも考えられる。	・文化・集いと商業・観光に併記する。（P21,22）
・救急告示病院を誘導施設に位置付けているが、中部病院の議論の妨げにならないか？	・現状を基本に位置付けているが、今後の検討の可能性を否定するものではない。
・２戸づつ開発するような手続き逃れもあると聞く。どのように対応するか？	・今後検討していきたい。

第3回策定委員会意見への回答と対応

・吾田、油津地区を中心に浸水深0.5～1.0mが広く分布しており、一部では1.0～3.0mの区域もみられる。

【内水浸水（想定最大）】

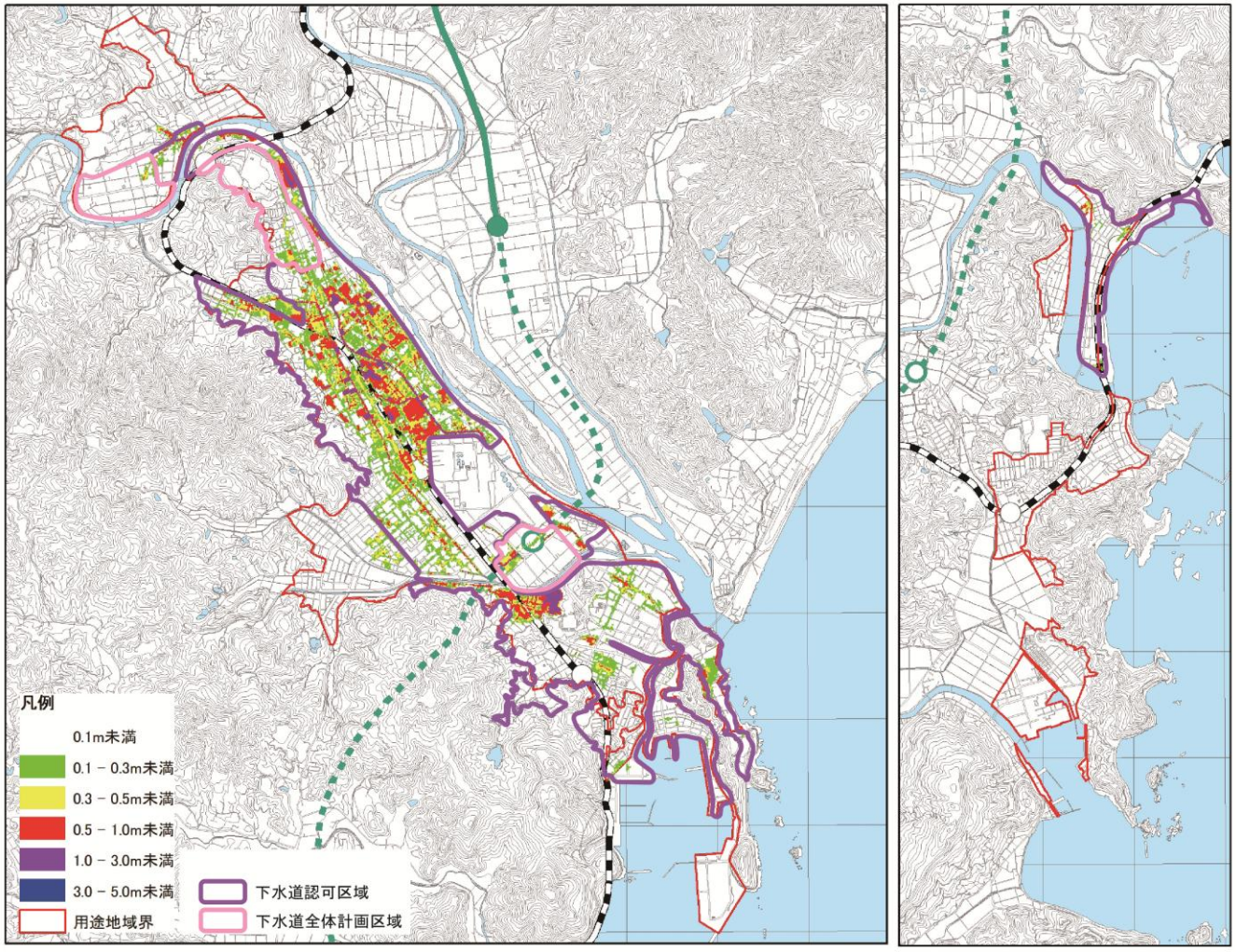

第3回策定委員会意見への回答と対応

・津波浸水深２ｍ以上区域内の建物は、大半が住宅用途である。

【津波浸水想定区域（浸水深２ｍ以上）と建物用途】

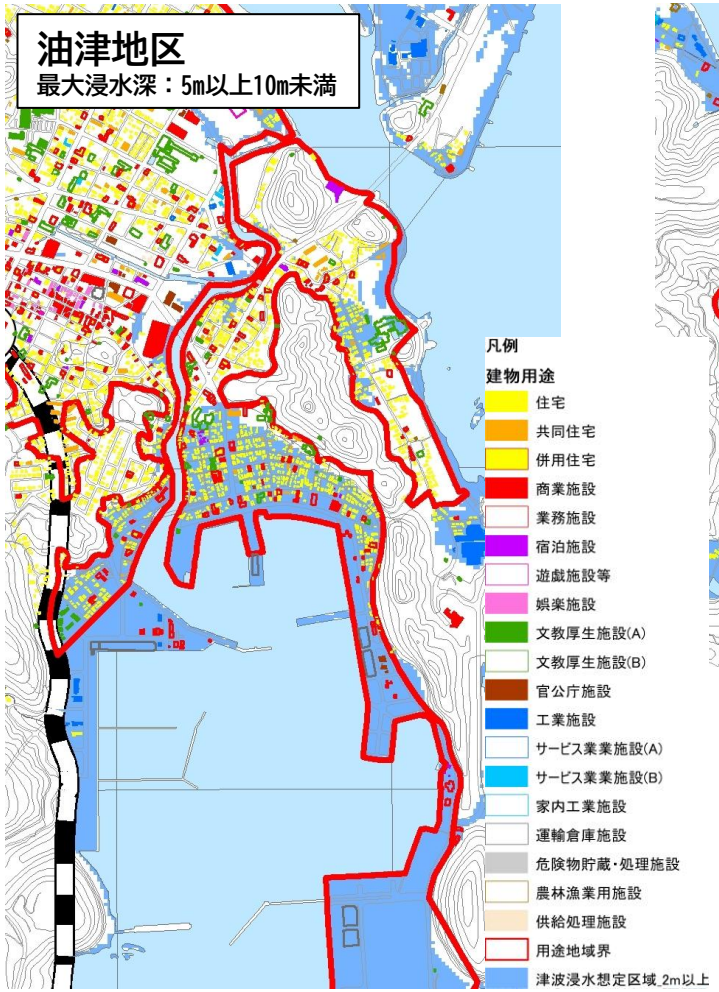

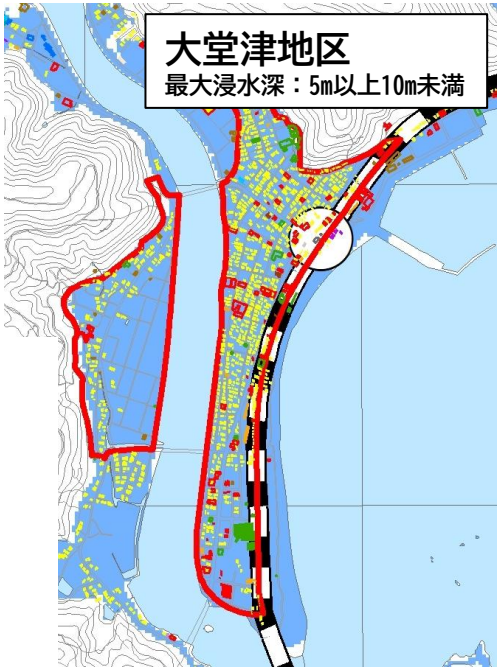

資料：津波 国土数値情報
（国土交通省）
建物 都市計画
基礎調査

2. 立地適正化計画の概要
居住誘導区域・
都市機能誘導区域等
についてのおさらい

制度概要

■立地適正化計画とは？

人口減少や少子高齢化などが進む中で、都市や居住の機能を集約し、持続可能な都市経営を行うために、コンパクトなまちづくりを促進するための計画。

■意義と役割

・様々な都市機能の誘導により、**持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープラン**
・コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、**『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進**
・居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、**市街地空洞化防止のための新たな選択肢**
・計画の達成状況を評価し、状況に合わせて計画を見直すなど、**時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能**

■計画の策定状況（令和７年７月３１日現在）

・全国935都市で取り組み、うち643都市が計画作成・公表（宮崎県内は12都市）。

■国の支援

・誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援)、公共公益施設の整備等への支援。

出典:国土交通省HP

施策の内容

・計画内容

・策定主体は市町村。
・計画の対象区域は都市計画区域（日南市の場合、日南都市計画区域および南郷都市計画区域）。

【主な計画内容】

必須	・立地適正化計画区域 ・基本的な方針 ・都市機能誘導区域 ・同　誘導施設 ・居住誘導区域 ・防災指針
任意	・居住調整区域 ・跡地等管理区域 ・駐車場配置適正化区域

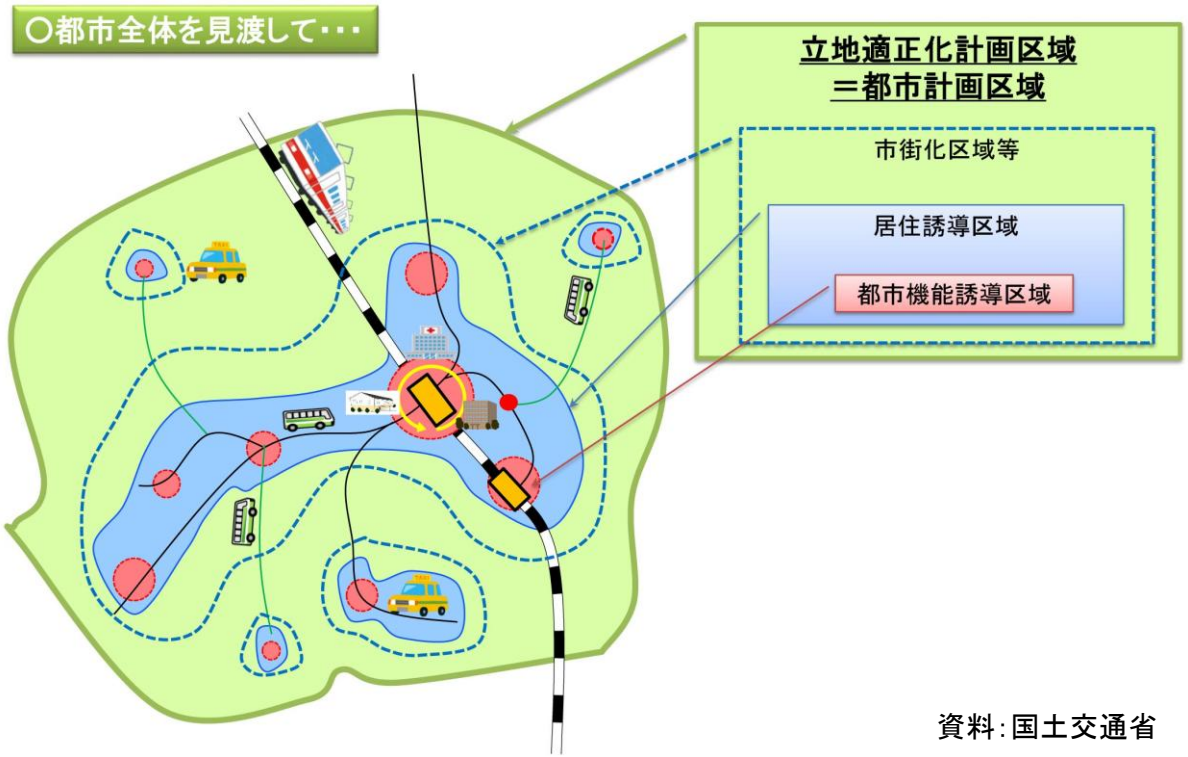

資料：国土交通省

施策の内容

・居住誘導区域

・人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
・農振農用地などには指定できない。
・区域外で3戸以上の住宅の建築や開発行為を行う場合は届出が必要。

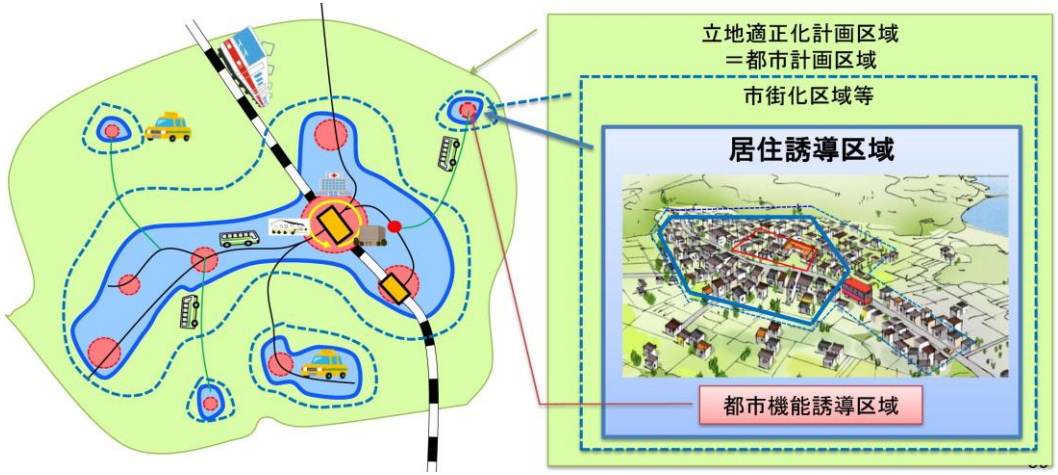

資料：国土交通省

【対象区域】

考え方	対象区域
定めることが考えられる区域	・中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域 ・中心拠点及び生活拠点の都市機能の利用圏として一体の区域 ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域
定めない区域	・市街化調整区域、災害危険区域、農振農用地、自然公園特別区域、保安林、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域 など
含まないとすべき区域	・津波災害特別警戒区域 など
適当でないと判断される場合は含まないとすべき区域	・土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、浸水想定区域 など
慎重に判断することが望ましい区域	・法令により住宅が制限されている区域（工業専用地域、流通業務地区等）など

施策の内容

・都市機能誘導区域

・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
・都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に設定。
・区域の数は、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定める。

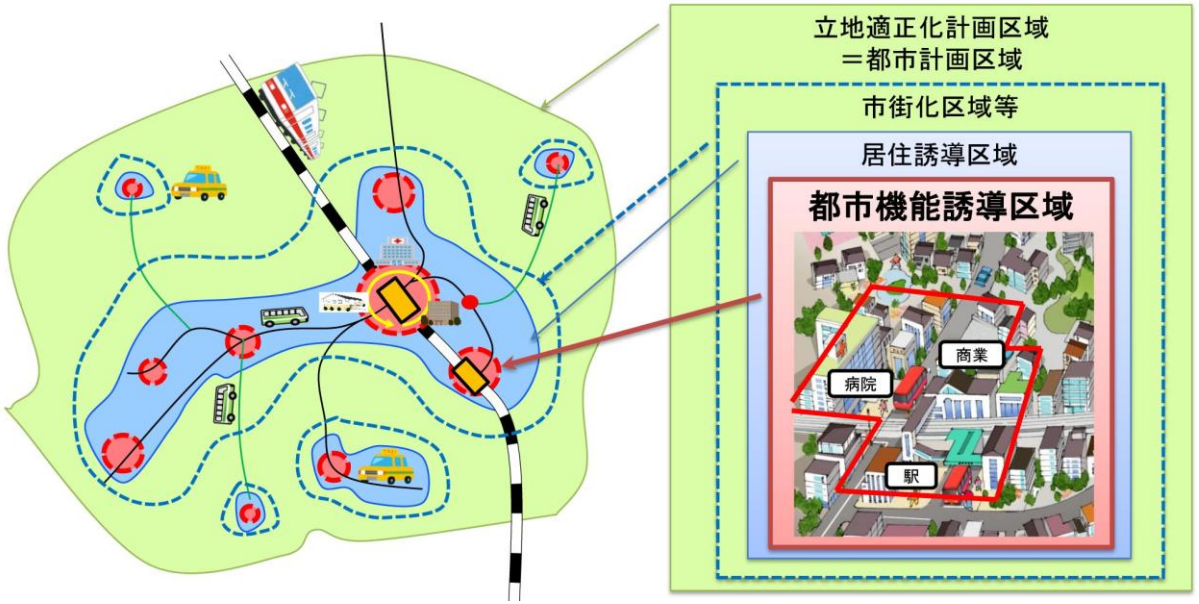

資料：国土交通省

【対象区域】

考え方	対象区域
定めることが考えられる区域	・鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域 ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等 ・都市の拠点となるべき区域

施策の内容

・誘導施設

・都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設。
・誘導施設が無い場合、都市機能誘導区域は設定できない。
・区域外で誘導施設の新築・改築や開発行為を行う場合は届出が必要※。
・既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられる。

【対象施設】

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例．本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例．支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例．地域包括支援ｾﾝﾀｰ、在宅系介護施設、ｺﾐｭﾆﾃｨｻﾛﾝ　等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導･相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例．保育所、こども園、児童ｸﾗﾌﾞ、子育て支援ｾﾝﾀｰ、児童館　等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例．相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例．延床面積○m2以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療）を受けることができる機能 例．病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例．延床面積○m2以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例．銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例．郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化ｻｰﾋﾞｽの拠点となる機能 例．文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例．図書館支所、社会教育センター

88

※誘導施設を休止又は、廃止しようとする場合には市町村長への届出が義務付けられている

資料：国土交通省

（参考）利用人口と都市機能

（参考） 利用人口と都市機能

国土交通省

○ 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。

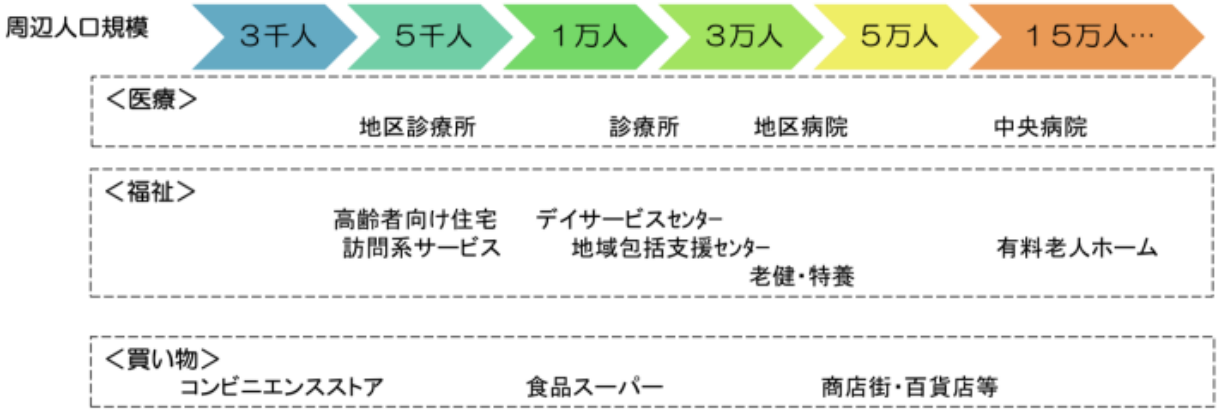

※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。
出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

商業施設の商圏と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圏や立地戦略は様々
＊コンビニエンスストア
大都市住宅地⇒商圏：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客
その他の地域⇒商圏：半径２～３キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：３０００人～４０００人、流動客
＊食品スーパー（2,000～3,000㎡規模） ⇒周辺人口１～3万人
＊ドラッグストア（1,000～1,500㎡規模） ⇒周辺人口１～3万人

国土交通省 都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会
有限会社 リティルウォーク 代表 服部年明 氏 プレゼン資料より抜粋 38

【駅1km圏人口】

	2020年	2045年
日南駅1km圏	6,275人	4,772人
吾田東小周辺（馬越交差点1km圏）	7,291人	5,431人
油津駅1km圏	5,523人	3,623人
飫肥駅1km圏	4,273人	2,673人
南郷駅1km圏	2,763人	1,825人

策定の視点

・多様な分野との連携

・立地適正化計画は、都市計画だけでなく、交通、医療、福祉など様々な分野と関連する計画であり、それらの計画との連携や、横断的な施策の検討・展開が必要。

様々な関係施策との連携イメージ

関連する計画・他部局の施策等の一覧

関連する計画

- 市町村の総合計画
- 市町村マスタープラン
- 都市計画区域マスタープラン
- 地方版総合戦略
- 流域水害対策計画

等

他部局の施策等

- 地域公共交通計画
- 中心市街地活性化基本計画
- 公共施設等総合管理計画
- 農業・林業
  - ・農業振興地域整備計画
  - ・地域森林計画
  - ・市町村森林整備計画
- 地域防災計画
- 都道府県住生活基本計画
- 福祉・医療
  - ・都道府県医療計画
  - ・市町村介護保険事業計画
  - ・市町村高齢者居住安定確保計画
  - ・市町村地域福祉計画

等

- 河川整備計画
- 低炭素まちづくり計画
- 地方公共団体実行計画（地球温暖化対策推進法）
- インフラ長寿命化計画
- 管理構想

等

参考となる指針等

- まちづくりのための公的不動産有効活用ガイドライン
- 健康・医療・福祉のまちづくりのための推進ガイドライン
- まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量（歩数）調査のガイドライン
- 都市構造の評価に関するハンドブック
- 鉄道沿線まちづくりガイドライン
- スマート・プランニング実践の手引き

等

資料：国土交通省

立地適正化計画の位置づけ

・立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や商業、医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通に関する包括的なマスタープランであり、都市計画マスタープランの一部とみなされます。
・本市の最上位計画である「日南市重点戦略プラン」や宮崎県の都市計画区域マスタープランといった上位計画に即して作成することが必要になります。

日南市重点戦略プラン

南那珂圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（都市計画区域マスタープラン）
【県策定】（都市計画法第６条の２）

即する

即する

日南市都市計画マスタープラン
（都市計画法第18条の２）

日南市立地適正化計画
（都市再生特別措置法第81条）

※立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされる。
（都市再生特別措置法第82条）

連携

日南市
地域公共
交通網
形成計画

届出制度について

・居住誘導区域及び都市機能誘導区域の外で一定規模以上の開発行為や建築行為を行う場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、市長への届出が必要。

【居住誘導区域に係る届出】

対象区域		居住誘導区域外
対象行為	開発行為	• 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
		• 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
	建築等行為	• 3戸以上の住宅を新築しようとする場合、建築物を改築または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

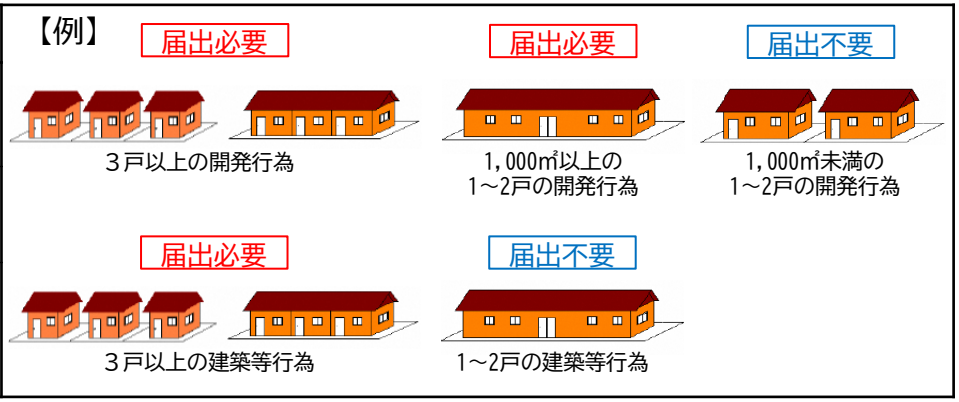

【都市機能誘導区域に係る届出】

対象区域		都市機能誘導区域外
対象行為	開発行為	• 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
	建築等行為	• 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 • 建築物を改築して、誘導施設を有する建築物とする場合 • 建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

対象区域	都市機能誘導区域内
対象行為	• 誘導施設を休止する場合 • 誘導施設を廃止する場合

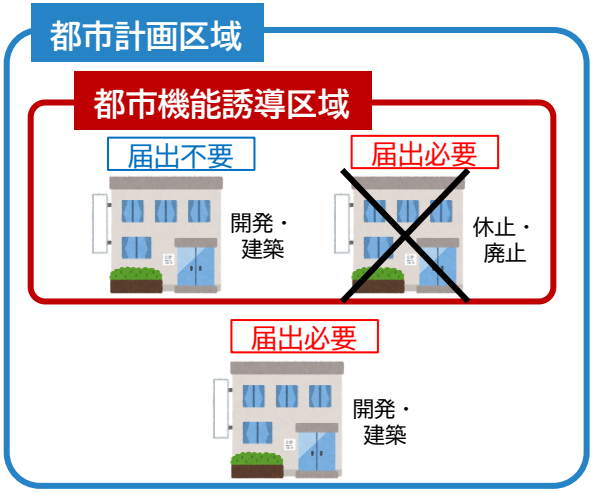

居住誘導区域の設定

・各種条件および庁内意見より、居住誘導区域を以下の通り設定する（878ha）。

【居住誘導区域】

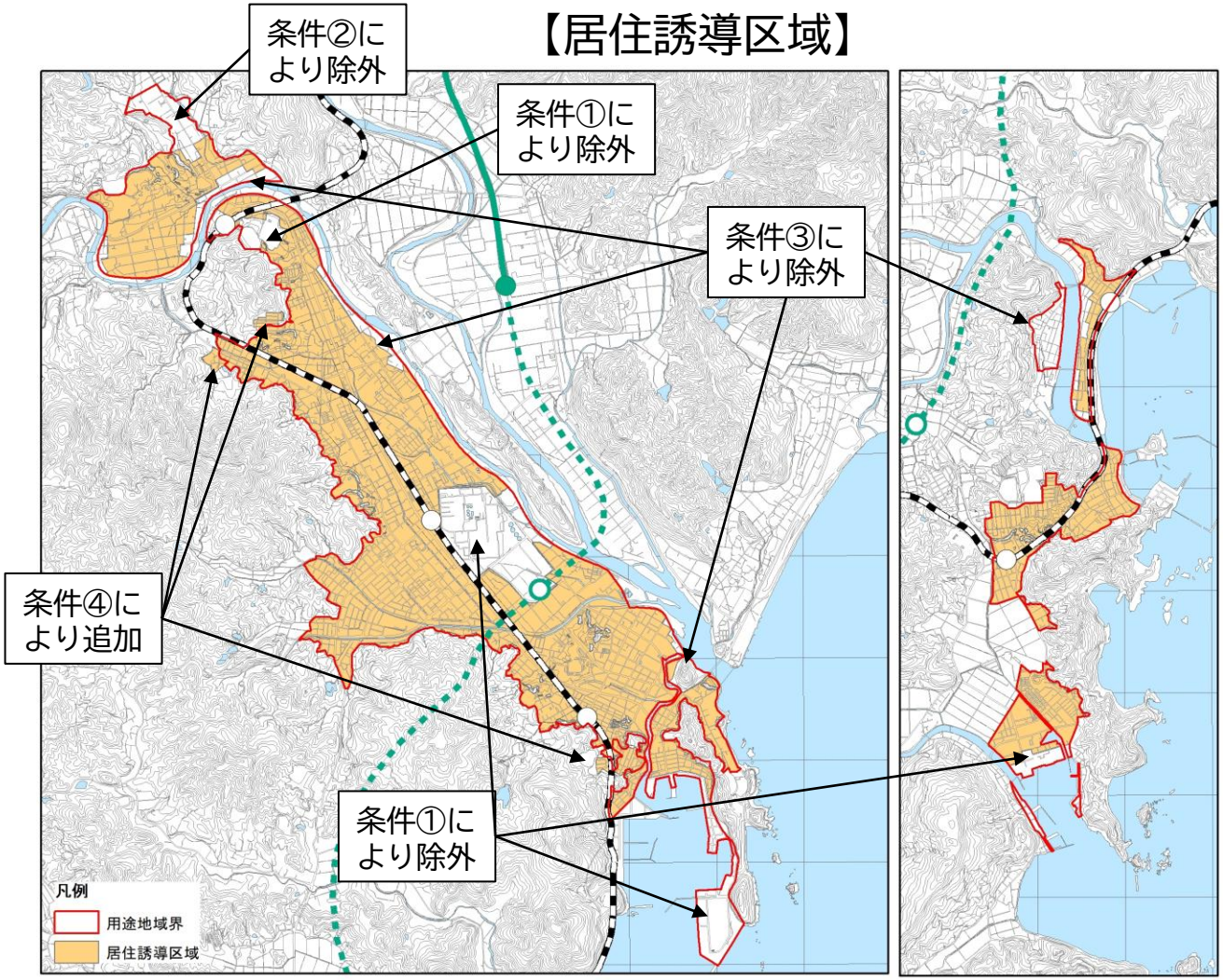

【居住誘導区域人口】

年	人口	人口密度
2020年（現状）	25,575人	29.1人/ha
2045年（将来）	17,755人	20.2人/ha

【設定条件】

条件①　居住の誘導に適さない区域の除外
法令で指定されている工業専用地域、臨港地区、大規模な公園、学校を除外

条件②　居住密度の低い区域の除外
現状・将来で人口密度が20人/ha未満かつ自然的土地利用が大半の区域を除外

条件③　災害リスクの高い区域の除外
災害リスクの高い、土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）、地すべり防止区域、津波浸水想定区域の一部を除外

条件④　検討対象区域と一体の区域の検討
市街地形成等の状況から検討対象区域と一体の区域を追加

居住誘導区域の設定

【居住誘導区域の年代別人口】

		0-14歳	15-64歳	65歳-	合計
2020年	居住誘導区域内人口	3,531	13,465	8,579	25,575
	割合	14%	53%	33%	100%
2045年	居住誘導区域内人口	1,790	8,409	7,557	17,755
	割合	10%	47%	43%	100%

都市機能誘導区域の設定

・前述の条件より抽出した都市機能誘導区域は以下の通り（207ha）

【都市機能誘導区域】

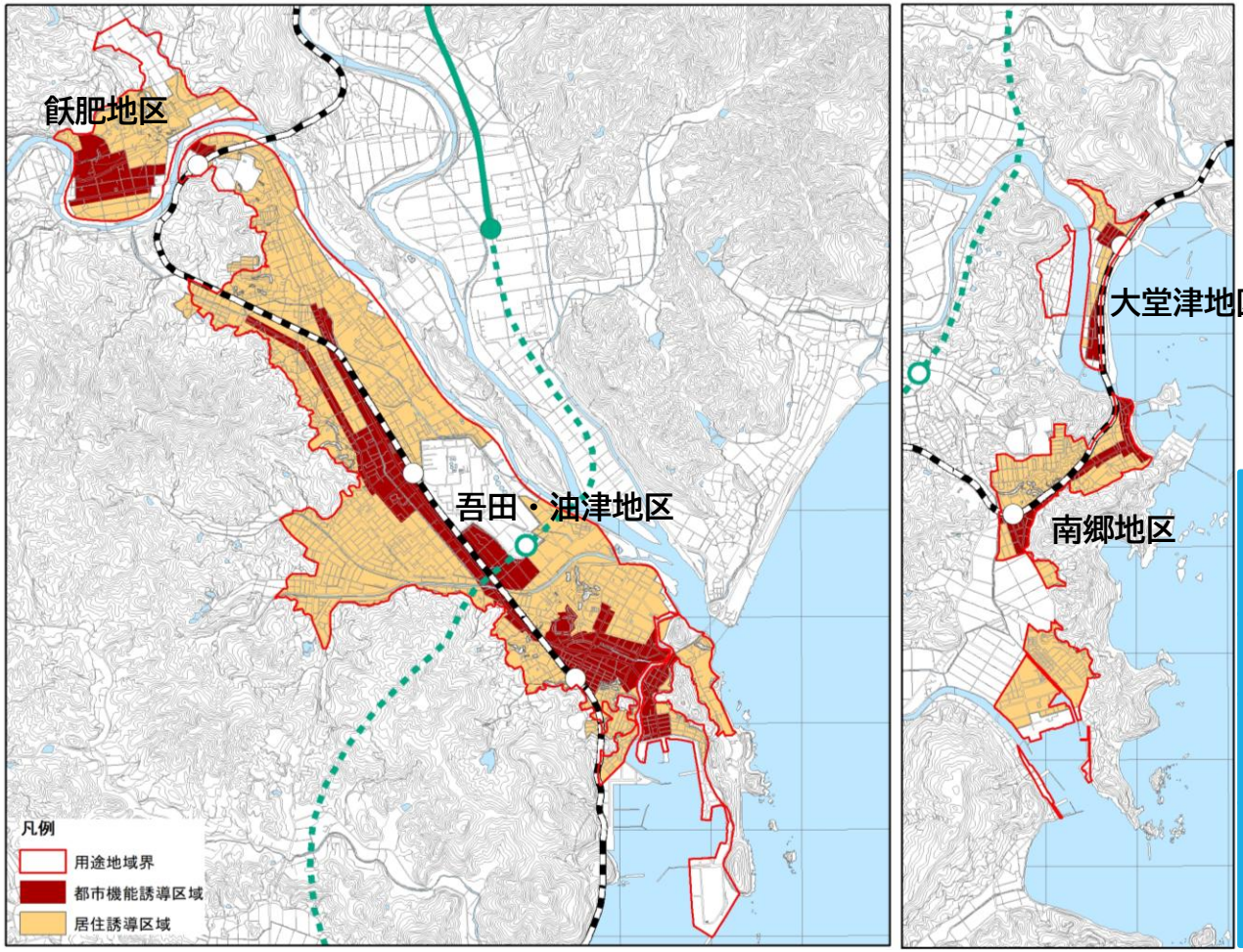

【都市機能誘導区域人口】

年	人口	人口密度
2020年（現状）	5,316人	25.7人/ha
2045年（将来）	3,472人	16.8人/ha

【設定条件】

条件① 将来都市構造との整合かつ都市機能の誘導に適した用途地域
中心拠点、地域生活拠点、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（工業利用以外）

条件② 公共交通で到達可能な区域
鉄道駅より半径800m、バス停より半径300m

条件③ 都市機能等の立地のない区域を除外
現況土地利用において都市機能等の立地のない区域を除外

条件④ 都市機能等が立地している区域を追加
現況土地利用において都市機能等が立地している区域を追加

都市機能誘導区域の設定

【都市機能誘導区域と公共交通】

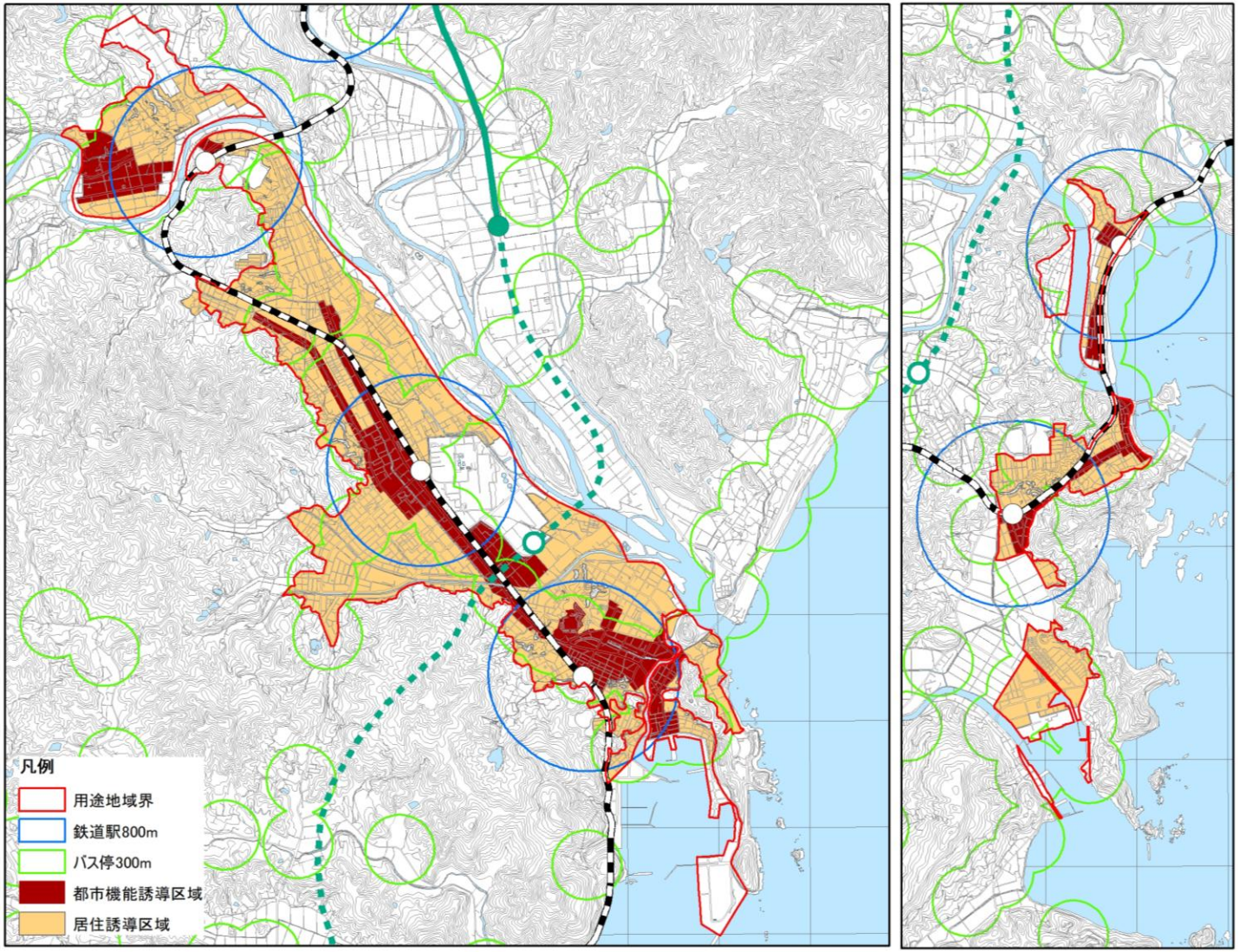

誘導施設の設定

・市全域をサービス圏とする施設、施設立地状況、作業部会意見を踏まえ、大規模小売店舗、オフィス、救急告示病院、子育て支援センター、地域包括支援センター、文化センター、資料館、市役所本庁舎・総合支所を誘導施設とする。

機能	施設	考え方	誘導施設
商業、観光拠点機能	大規模小売店舗	市の中核的な商業施設であり、拠点の中心性と集客力を維持する上で、拠点に立地することが望ましい施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	スーパーマーケット	市全体に広く分布し、市民が日常的に買い物等を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	銀行等	コンビニエンスストアやＡＴＭといった金融機能を有する機能があることから誘導施設に位置付けない。	
	オフィス（情報サービス）	市として助成制度による誘致を図っており、若年者の流出防止や地域内の交流促進が期待されることから、誘導施設として位置づける。	●
	資料館	飫肥や油津の歴史資源であり、伝統文化の継承と観光交流を推進する施設として位置づける。	●
教育関連機能	小学校・中学校	市内に点在し、児童・生徒が日常的に通学を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
医療・福祉機能	救急告示病院	地域医療の拠点であり、健康な市民生活の基本となる施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	病院	一部が用途地域外に立地し、用途地域内への建替えの余地が少ないため誘導施設に位置付けない。	
	診療所	市全体に広く分布し、市民の身近な医療機関となる施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	子育て支援センター（併設施設を除く）	子育てに関する相談や交流、預かりとともに自由に利用できる子育て支援拠点であることから、誘導施設に位置づける。	●
	保育所・幼稚園	市全体に広く分布し、市民が日常的に通園や相談を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	児童館		
	老人福祉センター	高齢者の健康増進等を担う施設だが、令和8年度に廃止予定のため誘導施設には位置付けない。	
	地域包括支援センター	高齢者福祉の中心として拠点に立地していることから、誘導施設に位置付ける。	●
	通所施設・訪問施設	市全体に広く分布し、市民が日常的に通所や相談等を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
文化・集い機能	文化センター	市全体の文化活動の中心的な拠点であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	公民館	地域のコミュニティ活動や生涯学習を支える施設であるため、地域単位でのサービス提供が望まれる施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	図書館		
	資料館（再掲）	飫肥や油津の歴史資源であり、伝統文化の継承と観光交流を推進する施設として位置づける。	●
行政・その他公共機能	市役所本庁舎	全市民による利用が想定され、市の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	総合支所	旧町単位の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	出張所	都市計画区域外も含めて、市内各所の地域生活の拠点であることから、誘導施設に位置付けない	

誘導施設の設定

・中心拠点、地域生活拠点の役割および現状の立地状況に基づき、区域別の誘導施設を以下の通り設定する。

機能	施設	考え方	中心拠点	地域生活拠点		
			吾田・油津	飫肥	大堂津	南郷
商業、観光拠点機能	大規模小売店舗	市の中核的な商業施設であり、拠点の中心性と集客力を維持する上で、拠点に立地することが望ましい施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●（1,000㎡以上）	●（500㎡以上）	●（500㎡以上）	●（500㎡以上）
	オフィス（情報サービス）	市として助成制度による誘致を図っており、若年者の流出防止や地域内の交流促進が期待されることから、誘導施設として位置づける。	●	●	●	●
	資料館	飫肥や油津の歴史資源であり、観光交流を推進する施設として位置づける。	●	●		
医療・福祉機能	救急告示病院	地域医療の拠点であり、健康な市民生活の基本となる施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●		●	
	子育て支援センター（併設施設を除く）	子育てに関する相談や交流、預かりとともに自由に利用できる子育て支援拠点であることから、誘導施設に位置づける。	●			
	地域包括支援センター	高齢者福祉の中心として拠点に立地していることから、誘導施設に位置付ける。	●	●		●
文化・集い機能	文化センター	市全体の文化活動の中心的な拠点であることから、誘導施設に位置付ける。	●			
	資料館（再掲）	飫肥や油津の歴史資源であり、観光交流を推進する施設として位置づける。	●	●		
行政・その他公共機能	市役所本庁舎	全市民による利用が想定され、市の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●			
	総合支所	旧町単位の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。				●

※大規模小売店舗の例：1,000㎡以上 コープ日南店、500～1,000㎡ スーパーとむら飫肥店

誘導施策の設定方針

・まちづくりの目標である「市民生活を支え、安心して住み続けられる日南型コンパクトシティの実現」を達成するため、立地の適正化に関する基本的な方針に沿って誘導施策を設定する（防災施策は防災指針に記載）。

立地の適正化に関する基本的な方針	施策・誘導方針	
（都市機能） 市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導	・都市機能の誘導による生活利便性の確保 ・観光交流機能の充実による地域の活性化	誘導施策
（居住） 都市と集落の持続的発展のための居住の誘導	・居住の誘導による持続可能な都市構造の構築 ・空き家、空き地など既存ストックの有効活用 ・既存集落地域の生活環境の維持	誘導施策
（公共交通） 日南型コンパクトシティを支える公共交通網の維持	・幹線的な公共交通の維持 ・身近な移動手段の確保と利便性向上	誘導施策
（防災） 災害リスクを考慮した市街地の安全対策	・より安全な地域への居住の誘導 ・総合的な防災施策の推進	防災指針

誘導施策（都市機能）

（都市機能）

誘導方針	施策
都市機能の誘導による生活利便性の確保	・立地適正化計画に基づく届出制度の運用による都市機能の誘導
	・旧南郷町総合支所跡地利活用事業（南郷町地域振興センターや関係団体が入る庁舎棟整備）
	・市内の生涯学習・社会教育施設や文化施設の適切な維持に向けた、機能の見直しや長寿命化、維持管理方法などの検討
	・災害医療関係機関である、災害拠点病院や医師会などとの相互連携の強化 ・国や県の地域医療構想等を踏まえた医療圏における公立病院（中部病院・県立日南病院）が担うべき機能や役割の明確化・最適化による連携の強化
	・介護人材の確保による介護現場及び地域包括ケアシステムの維持
	・子育て世代の包括的な支援を実施する拠点の充実
観光交流機能の充実による地域の活性化	（既存資源の魅力向上） ・歴史や自然、神話等の学び・体験プログラムの充実 ・スポーツ関連合宿の誘致や滞在プログラムの充実 ・日南市のなりわい、商店・商店街の魅力発信 ・宿泊施設、交通機関等の観光関連施設におけるプログラム開発
	（地域の魅力を最大限に引き出す観光ゾーニング） ・各観光ゾーンにおける拠点の整備と連携体制の構築 ・地域巡りルートに対応した案内サインの充実 ・高速道路開通を視野に入れたモデルルートの提案
	（油津地区の歴史・文化資源の利活用） ・水辺利活用事業（花峯橋の復原整備、花峯橋を活用したイベント企画、体験型観光メニューの創設、水辺を活用した周遊戦略　等） ・油津歴史資料館整備（油津別館の有効活用、交流・飲食スペース整備、歴史資料等の収集・製作、展示　等）
	（飫肥地区の歴史的町並み保全と活用） ・日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区保存事業 ・飫肥地区景観計画に基づく民家修景事業 ・古民家活用事業
	（クルーズ船受入環境整備とおもてなし事業） ・高校生によるおもてなし、地域体験型ツアー、クルーズ船周辺でのおもてなし
	（大島プロジェクトによる観光交流人口の増加）

誘導施策（居住、公共交通）

（居住）

誘導方針	施策
居住の誘導による持続可能な都市構造の構築	・立地適正化計画に基づく届出制度の運用による居住の誘導
	・旧南郷町総合支所跡地利活用事業（市営住宅２棟整備）
	・まちづくり等と連携した良好な居住環境を提供する公営住宅の整備 ・日南市公営住宅等長寿命化計画の見直しによる集約建替や用途廃止等の推進
	・油津IC開通後のまちづくりや東郷IC周辺の工業団地整備
	（移住支援金補助制度） ・宮崎県外から日南市へ移住して、「ふるさと宮崎人材バンク」（注釈）に求人情報を掲載している法人等に就業等をされた方に、最大200万円が支給される制度
空き家、空き地など既存ストックの有効活用	・特定空き家等対策の推進による良好な住環境の保全
既存集落地域の生活環境の維持	・移住者の受入支援による、ＵＩＪターンの促進 ・地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大

（公共交通）

誘導方針	施策
幹線的な公共交通の維持	・公共交通体系の継続的な見直しによる利便性向上 ・交通事業者と連携した運転士確保による公共交通体系の維持 ・交通事業者や様々な団体と連携した公共交通の利用促進
身近な移動手段の確保と利便性向上	・輸送資源の総動員による移動手段確保への取組の推進

誘導施策（吾田地区）

都市機能

居住

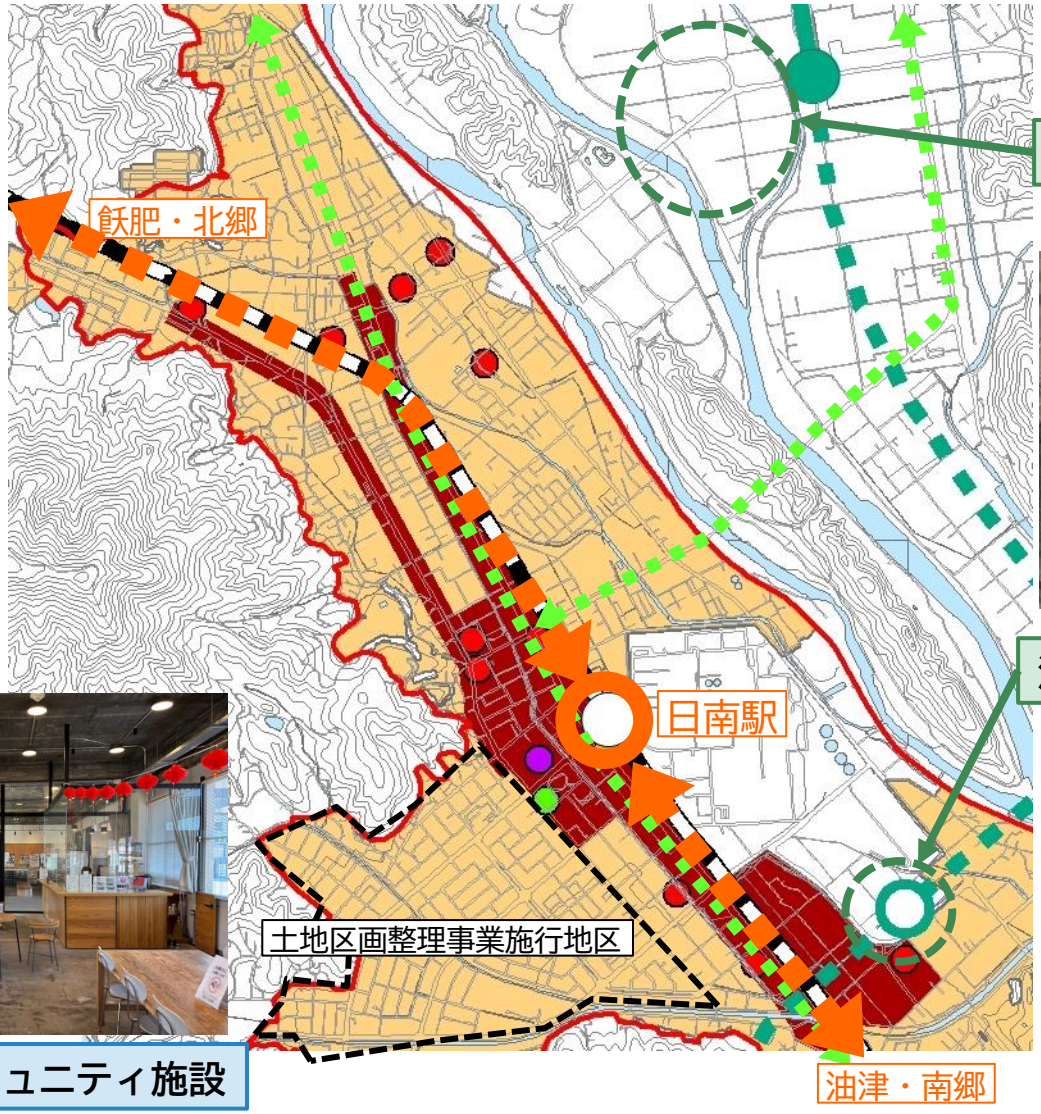

東郷IC周辺の工業団地整備

油津IC開通後のまちづくり

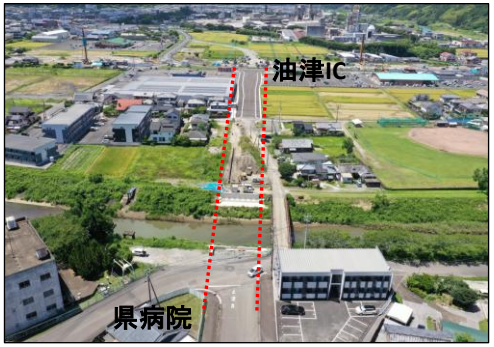

日南駅内コミュニティ施設

誘導施策（飫肥地区）

日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区保存事業

飫肥地区景観計画に基づく民家修景事業

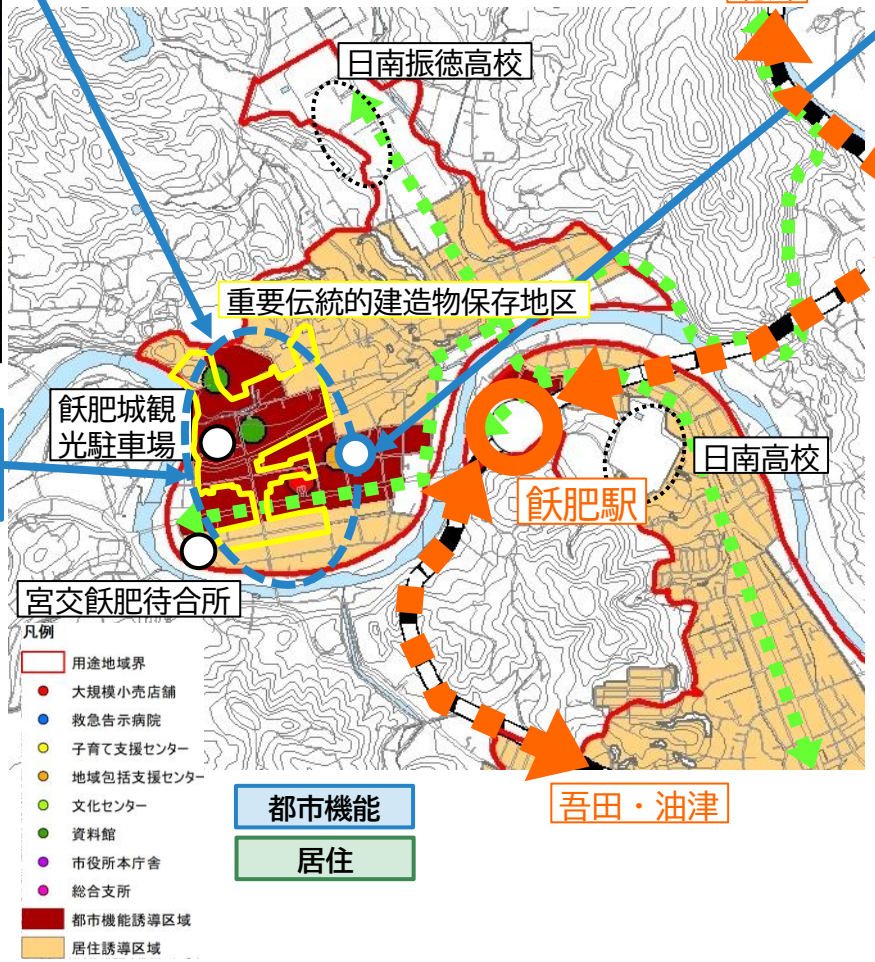

古民家活用事業

文化財を活用した観光まちづくり事業

誘導施策（油津地区）

油津歴史資料館整備

・油津別館の有効活用
・交流・飲食スペース整備
・歴史資料等の収集・製作、展示　等

プロ野球キャンプ（カープ）

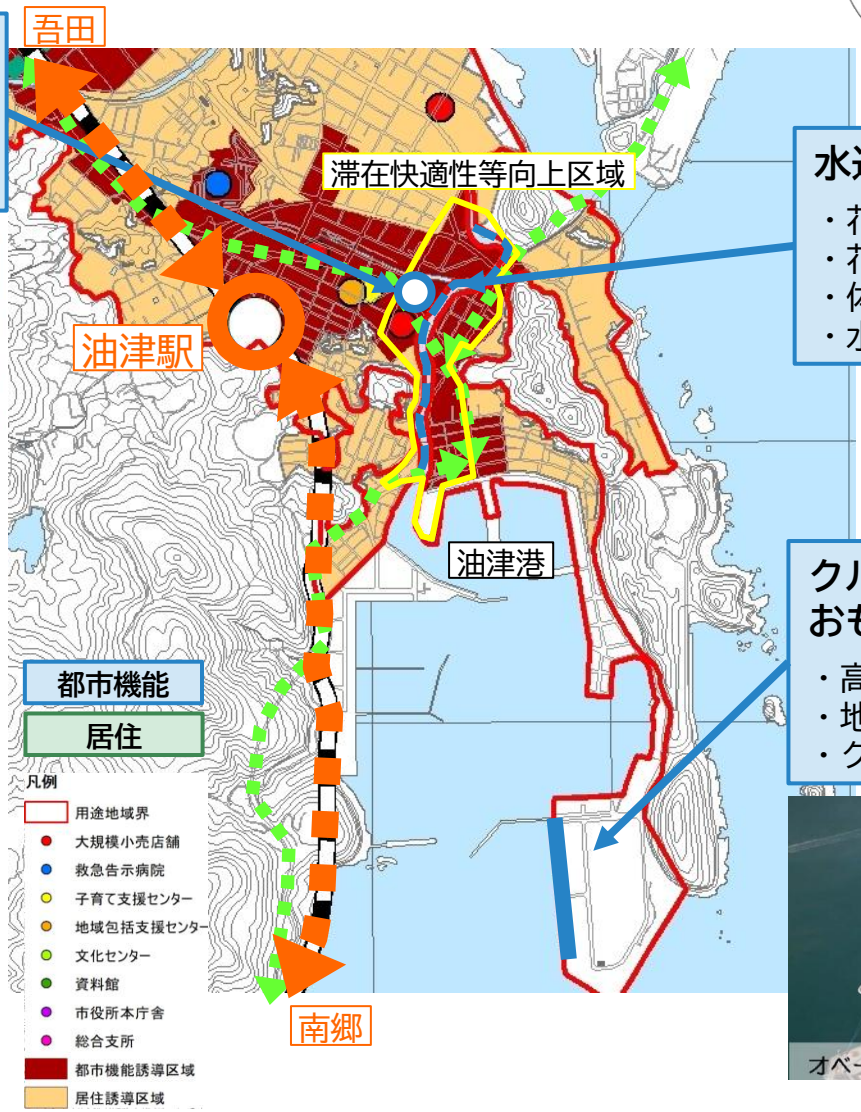

水辺利活用事業

・花峯橋の復原整備
・花峯橋を活用したイベント企画
・体験型観光メニューの創設
・水辺を活用した周遊戦略　等

クルーズ船受入環境整備とおもてなし事業

・高校生によるおもてなし
・地域体験型ツアー
・クルーズ船周辺でのおもてなし

誘導施策（大堂津地区）

中部病院

大堂津駅

大堂津海水浴場

大堂津津波避難施設

誘導施策（南郷地区）

プロ野球キャンプ（西武）

旧南郷町総合支所跡地利活用事業
- 市営住宅２棟整備
- 南郷町地域振興センターや関係団体が入る庁舎棟整備

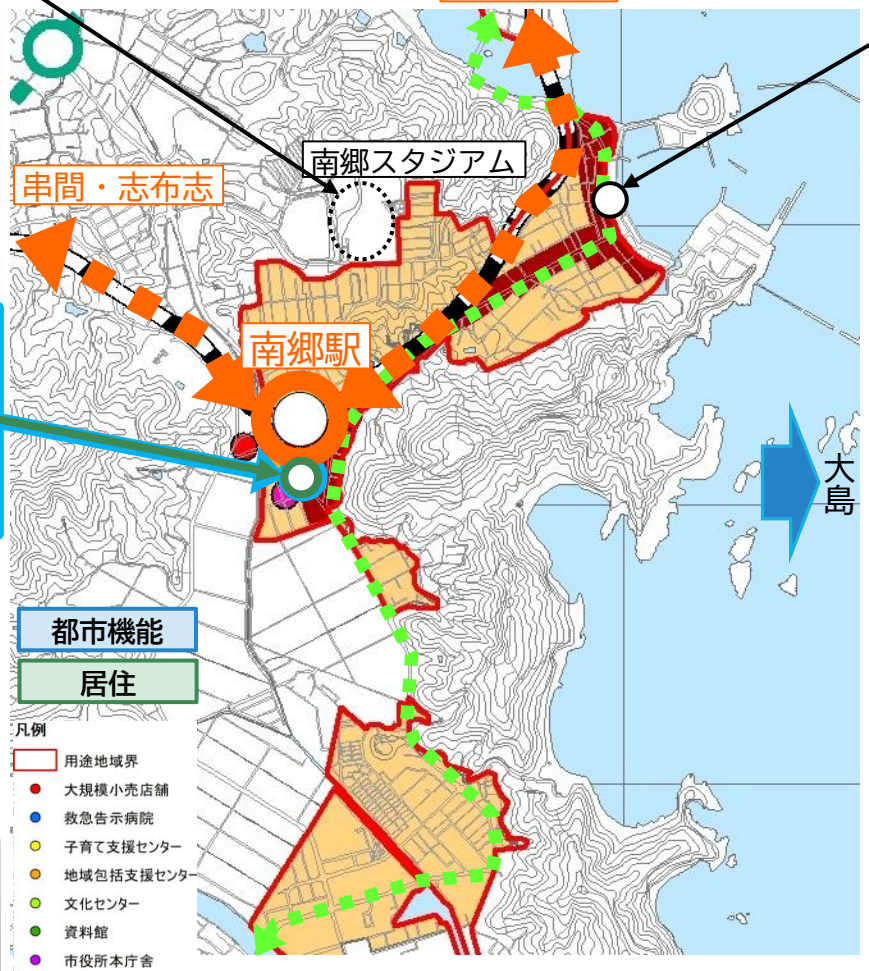

港の駅めいつ

大島プロジェクトによる観光交流人口の増加

誘導施策（北郷地区）【地域生活拠点】

移住者向け住宅分譲地

サンチェリー北郷

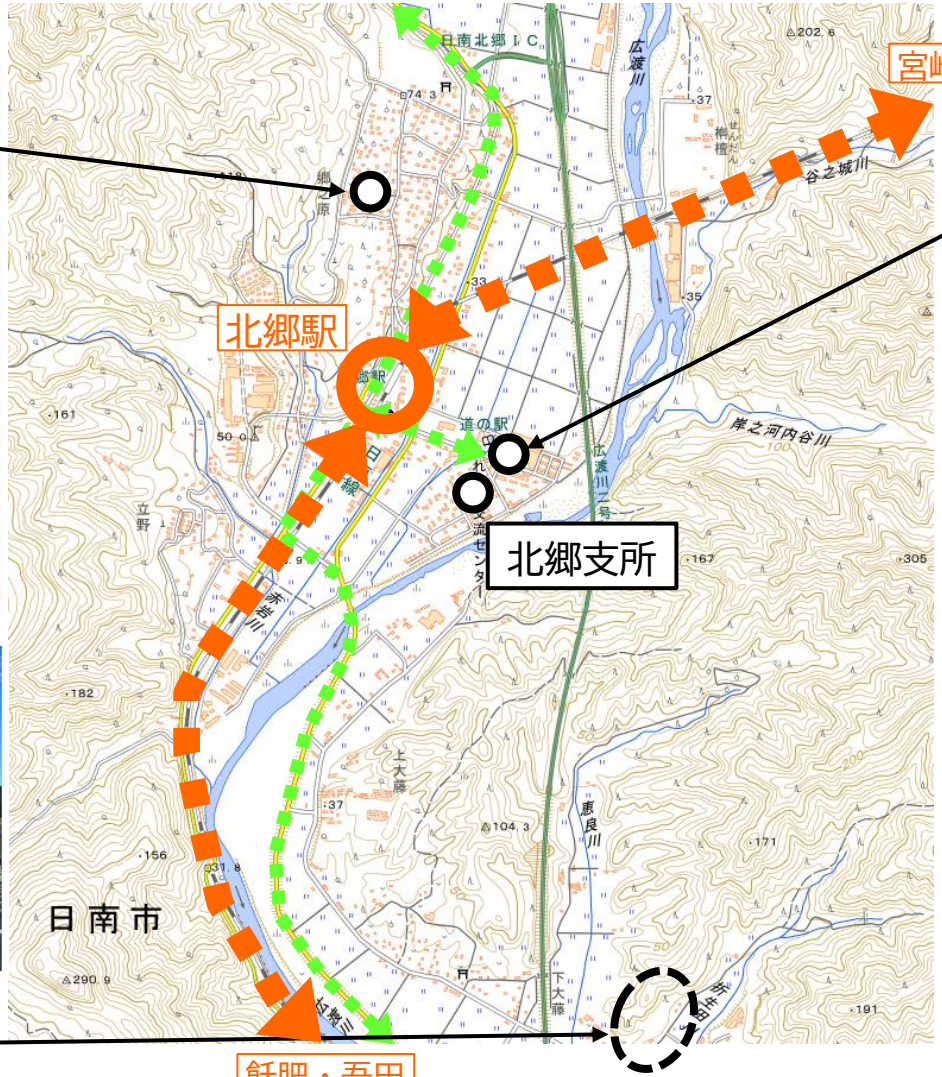

道の駅きたごう

3. 防災指針（案）

防災指針の検討フロー

・防災指針では、以下のフローに基づき、各種災害ハザード情報と人口・施設分布などの都市情報を重ね合わせによる災害リスク分析を踏まえて、災害リスクを回避・低減させる取組を検討する。

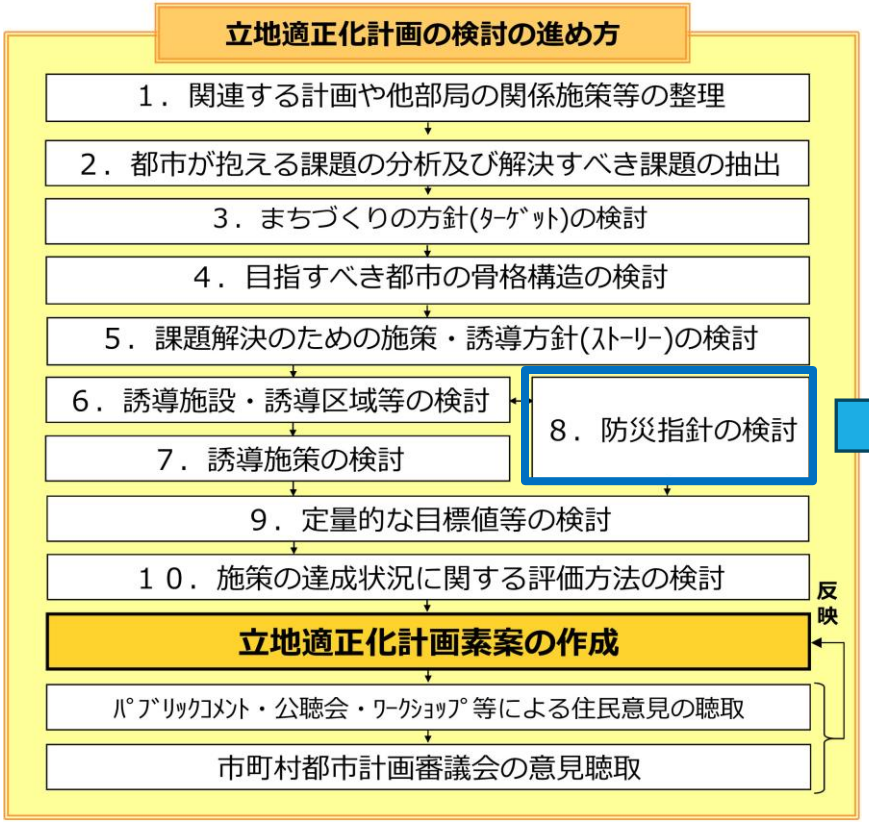

災害リスク分析
●各種災害ハザード情報の整理
●都市情報との重ね合わせ分析

↓

防災上の課題整理

↓

防災まちづくりの将来像・取組方針

↓

具体的な防災・減災の取組、スケジュール

防災指針の基本的な考え方

・災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付ける。
・港や沿岸部で津波浸水等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成。

【防災・減災に係る取組方針の体系】

災害リスク分析
による防災上の課題整理

回避
・河川改修による洪水被害等の回避
・災害リスクの高いエリアから安全なエリアへの居住の誘導
など

低減
・災害リスクの周知等の防災対策の充実
・災害時のための交通インフラの確保
など

【災害リスク】

災害種別		ハザード情報
水害	洪水	洪水浸水想定区域（計画規模）
		洪水浸水想定区域（想定最大規模）
		家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模 氾濫流）
		家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模 河岸浸食）
	内水	内水浸水想定区域（想定最大規模）
	津波	津波浸水想定区域（想定最大規模）
	高潮	高潮浸水想定区域
土砂災害		土砂災害警戒区域
		土砂災害特別警戒区域

防災指針の位置づけ

・防災指針とは「居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの」。

【防災指針の位置づけ】

日南市都市計画マスタープラン

日南市立地適正化計画

防災指針

連携

地域防災計画
国土強靭化地域計画
流域治水プロジェクト
各水系河川整備計画
日向灘沿岸海岸保全基本計画

災害リスク分析の方法

・対象とする災害は、洪水（想定最大規模、計画規模）、津波、高潮、土砂災害の４種類。
・リスクの高さは、以下のとおり設定。

【災害リスクの種類と区分】

	災害リスクの高いエリア	その他の災害リスクエリア
洪水浸水 内水浸水 高潮浸水	浸水深3.0m以上	浸水深0.5～3.0m
津波浸水	浸水深2.0m以上	浸水深2.0m未満
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン）	土砂災害警戒区域 （イエローゾーン）

災害リスク分析の方法

【洪水、内水、高潮】

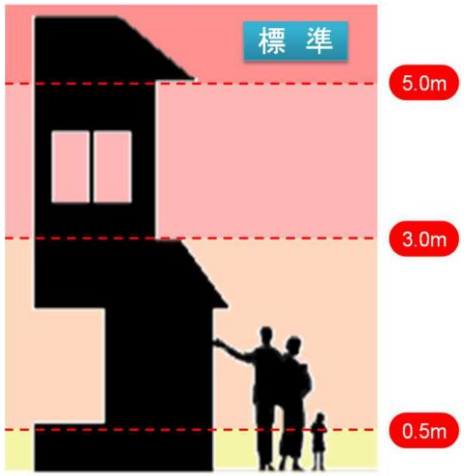

・浸水深さが3.0mを超えると一般的な2階建の建物では垂直避難が困難となる。
・浸水深は、0.5mを超えると床上浸水となるため、２階への避難が必要となる。

資料：水害ハザードマップ作成の手引き、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室／平成28年4月

【津波】

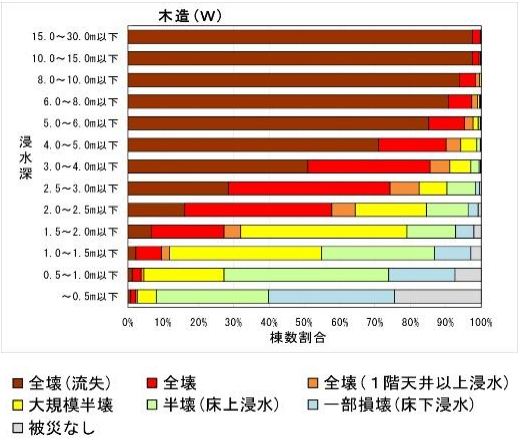

・木造建物が多い市街地での許容浸水深の目安として、「市街地（集落）の壊滅的被害をもたらさない浸水程度としては、安全で確実な避難が可能であることを確認した上で、概ね2.0m未満」とされている。

資料：「津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」（平成24年4月国交省都市局）

【土砂災害】

■土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
　土砂災害防止法において、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域」に指定されていることから、警戒情報に留意し水平避難が必要。

■土砂災害特別警戒区域（イエローゾーン）
　土砂災害防止法において、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域」に指定されているものの、開発行為に対する制限等は為されていないことから、警戒情報に留意し水平避難が必要。

災害リスク分析の方法

・災害リスクが想定される箇所において、人口や施設の立地状況等を勘案して災害リスクが高い地域を把握する。

【災害リスク分析の流れ】

①災害ハザードの整理
洪水や津波など災害ハザードを整理

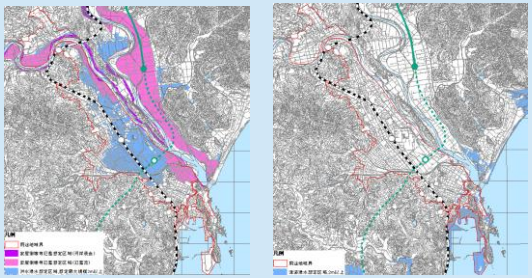

②災害リスク分析
災害ハザード情報と都市情報を重ねて災害リスクを分析

災害ハザード情報	×	都市情報	=	災害リスクの分析

③課題整理
災害リスク分析に基づき、地域毎の防災に関する課題を整理

【災害リスクの分析イメージ】

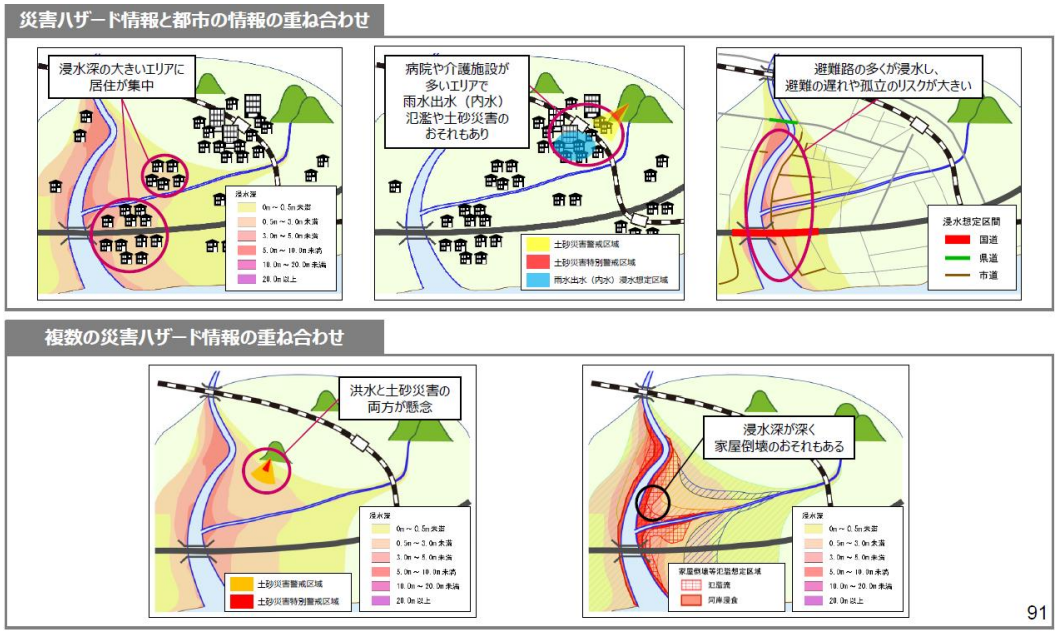

資料：立地適正化計画作成の手引き

災害リスク分析の方法

【重ね合わせデータ】

ハザード情報	都市情報	分析の視点
洪水浸水想定区域（計画規模、想定最大規模）	公共施設	避難施設としての活用
	医療・福祉施設	要配慮者の安全性
	避難施設と避難圏域	災害リスクの高いエリアでの避難可能性
内水浸水想定区域（想定最大規模）	公共施設	避難施設としての活用
	医療・福祉施設	要配慮者の安全性
津波浸水想定区域（想定最大規模）	公共施設	避難施設としての活用
	医療・福祉施設	要配慮者の安全性
	避難施設と避難圏域	災害リスクの高いエリアでの避難可能性
高潮浸水想定区域	公共施設	避難施設としての活用
	医療・福祉施設	要配慮者の安全性
土砂災害特別警戒区域、同警戒区域	公共施設	避難施設としての活用
	医療・福祉施設	要配慮者の安全性

災害リスク分析の方法

【レッドゾーン・イエローゾーンと居住誘導区域】

区域		居住誘導区域	行為規制等
レッドゾーン 住宅等の建築や開発行為等の規制あり	●地すべり防止区域 （地すべり等防止法）	定めない （都市再生特別措置法施行令第30条第1項第2号）	地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ※のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）等
	●急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	定めない （都市再生特別措置法施行令第30条第1項第3号）	急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。 ※のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）等
	●土砂災害特別警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	定めない （都市再生特別措置法施行令第30条第1項第4号）	特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ※制限用途：住宅（自己用除く）、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	●浸水想定区域（水防法） ●土砂災害警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） ●津波浸水想定（区域） （津波防災地域づくりに関する法律） ●都市浸水想定（区域） （特定都市河川浸水被害対策法）	総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として含まないこととすべき （都市計画運用指針）	なし

災害リスク分析 洪水(計画規模)×公共施設

・浸水想定区域内に公共施設は立地していない。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
市役所			1	1
総合支所・支所			3	3
市民サービスコーナー			1	1

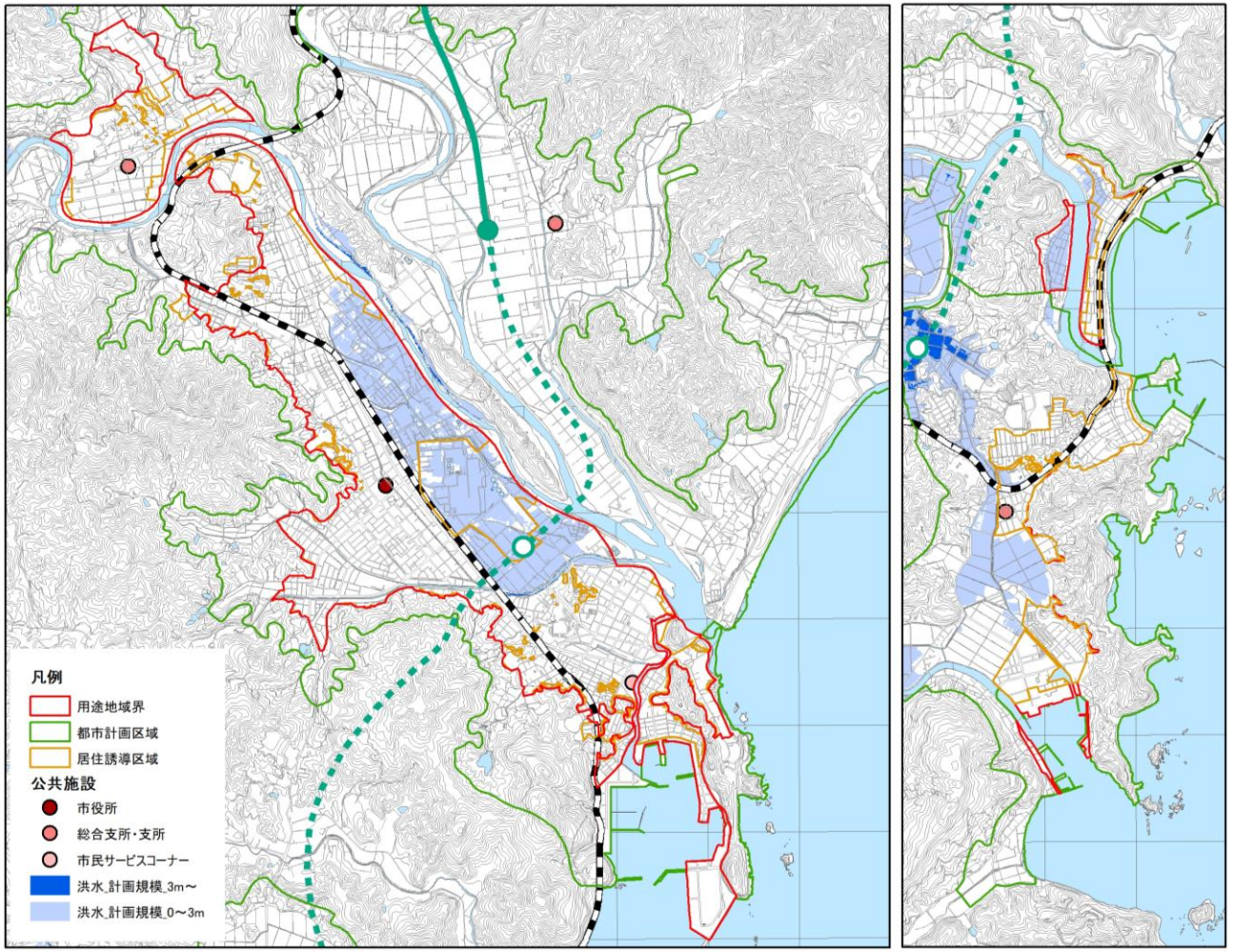

※資料
洪水:国土数値情報(国土交通省)
公共施設:国土数値情報(国土交通省)

災害リスク分析 洪水(想定最大規模)×公共施設

・市役所、総合支所・支所が浸水深３m以上の区域に立地しており、洪水時の機能維持対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
市役所	1			1
総合支所・支所	2	1		3
市民サービスコーナー		1		1

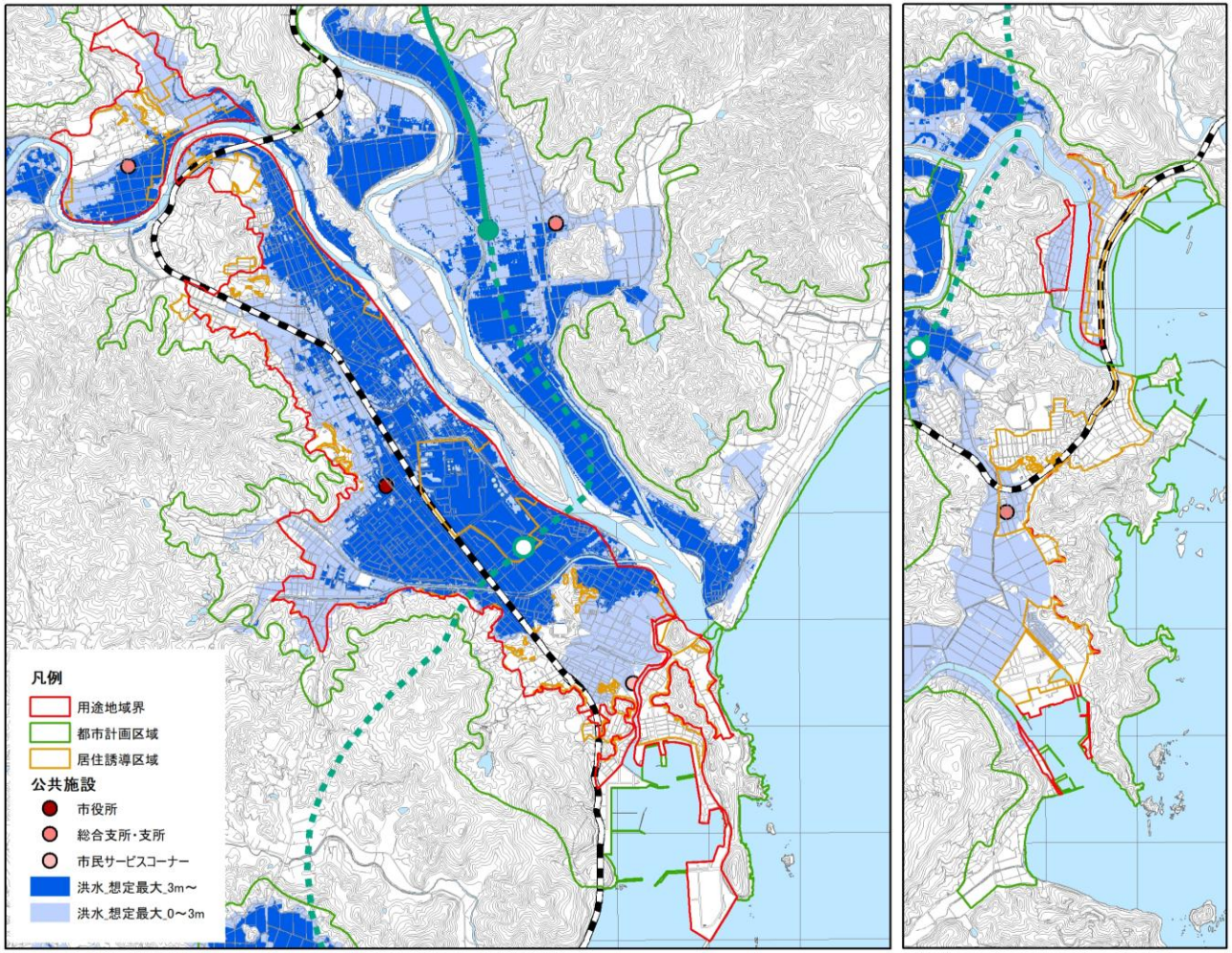

※資料
洪水:国土数値情報(国土交通省)
公共施設:国土数値情報(国土交通省)

災害リスク分析 家屋倒壊等氾濫想定区域×公共施設

・家屋倒壊等氾濫想定区域内に公共施設は立地していない。

【区域別施設数】

	氾濫流	河岸浸食	区域外	合計
市役所			1	1
総合支所・支所			3	3
市民サービスコーナー			1	1

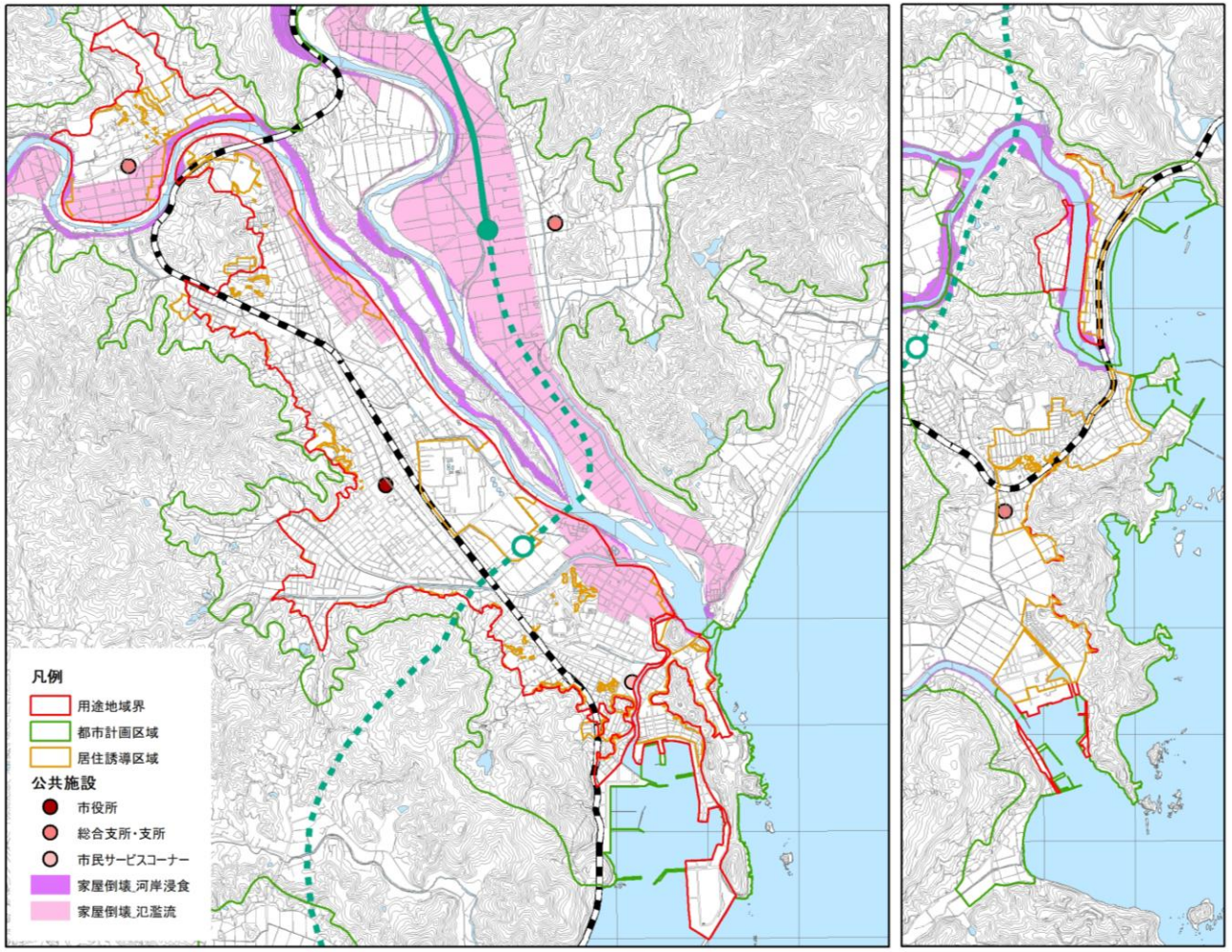

※資料
洪水:国土数値情報(国土交通省)
公共施設:国土数値情報(国土交通省)

災害リスク分析 内水浸水想定区域×公共施設

・市役所が浸水想定区域内に立地しており、内水時の機能維持対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
市役所		1		1
総合支所・支所			3	3
市民サービスコーナー			1	1

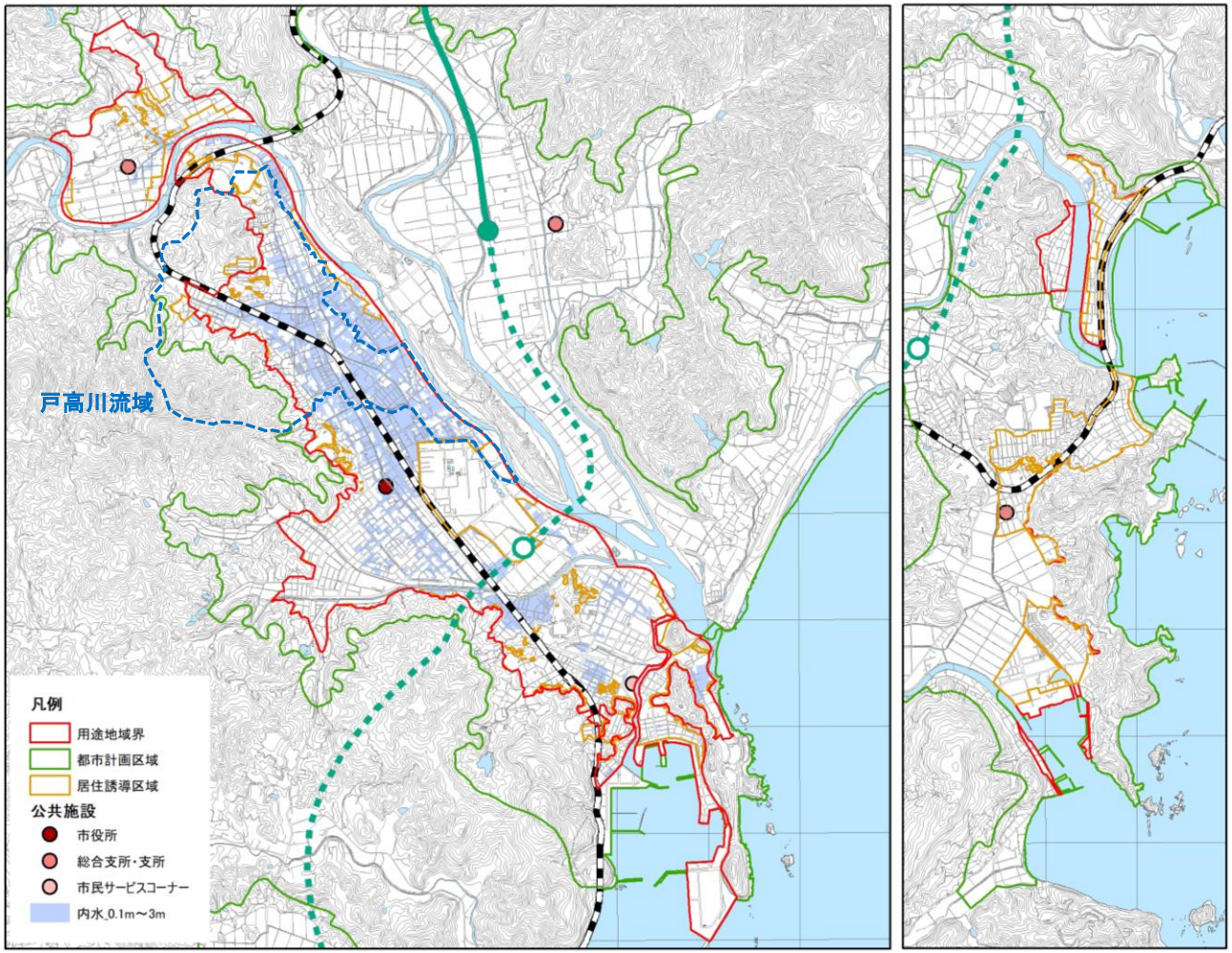

※資料
内水：日南市
公共施設：国土数値情報（国土交通省）

災害リスク分析 高潮浸水想定区域×公共施設

・総合支所・支所が浸水想定区域内に立地しており、高潮時の機能維持対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
市役所			1	1
総合支所・支所		1	2	3
市民サービスコーナー			1	1

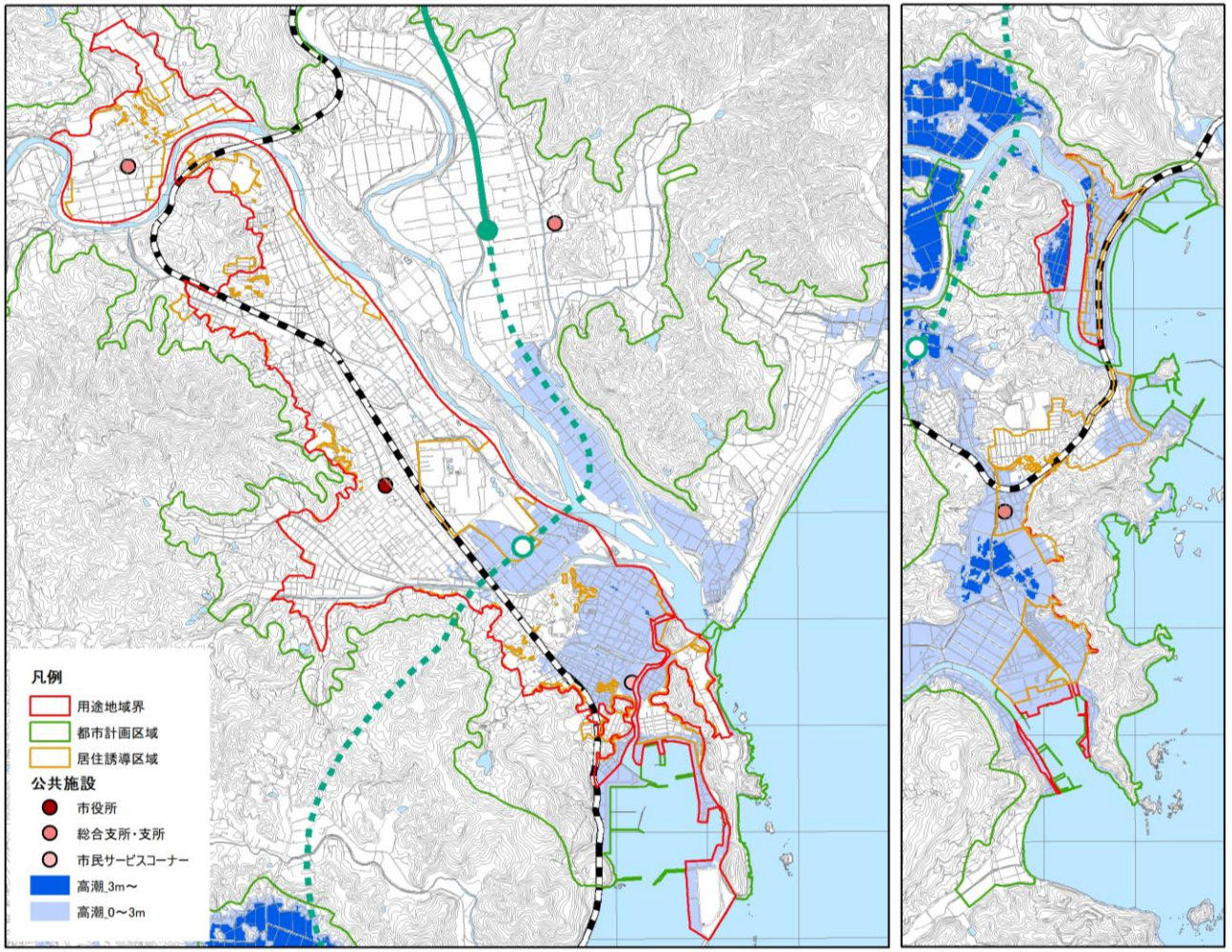

※資料
高潮：国土数値情報（国土交通省）
公共施設：国土数値情報（国土交通省）

災害リスク分析 津波浸水想定区域×公共施設

・総合支所・支所、市民サービスコーナーが浸水想定区域内に立地しており、津波時の機能維持対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深2m以上	浸水深0m以上2m未満	区域外	合計
市役所		1		1
総合支所・支所	1		2	3
市民サービスコーナー	1			1

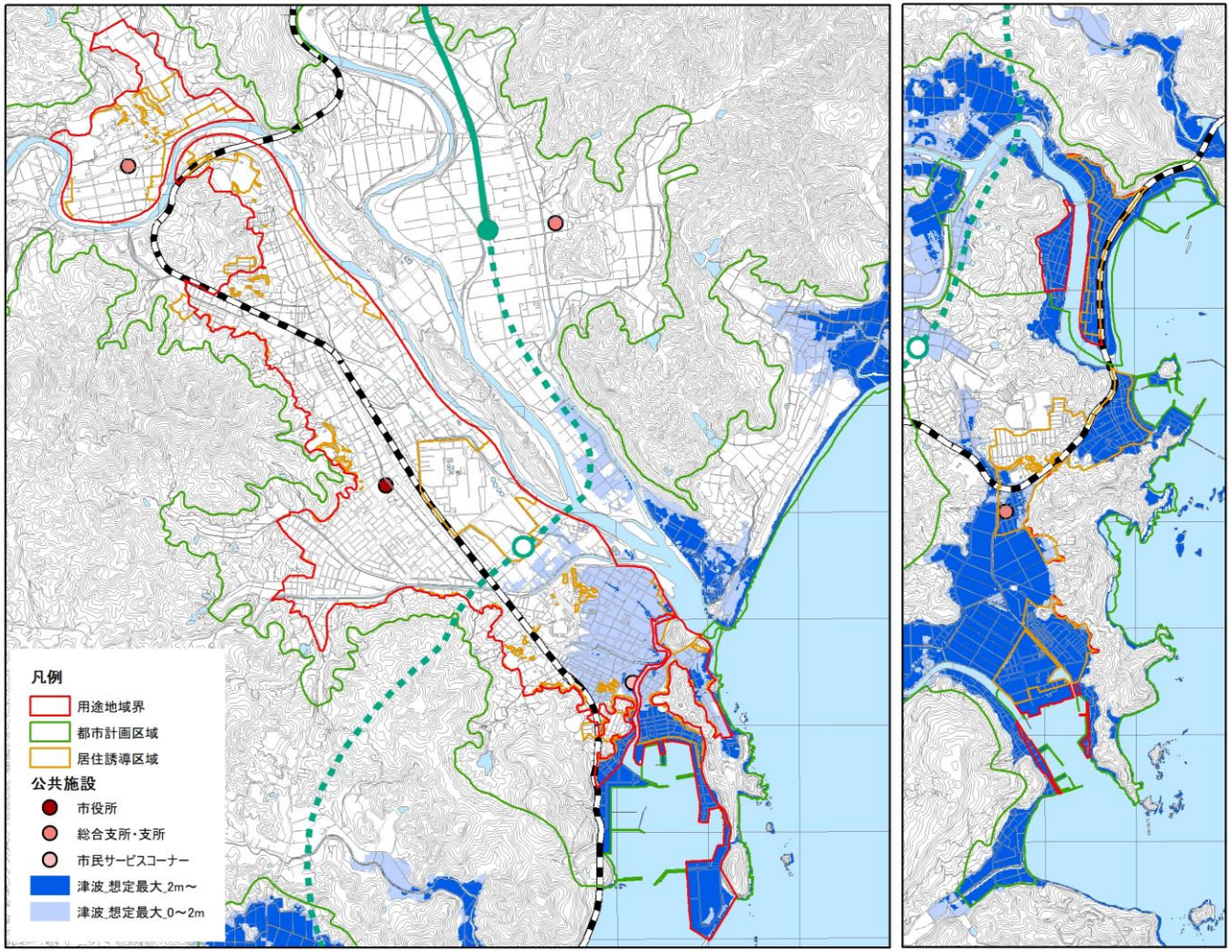

※資料
津波:国土数値情報(国土交通省)
公共施設:国土数値情報(国土交通省)

災害リスク分析 土砂災害警戒区域×公共施設

・土砂災害警戒区域内に公共施設は立地していない。

【区域別施設数】

	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	区域外	合計
市役所			1	1
総合支所・支所			3	3
市民サービスコーナー			1	1

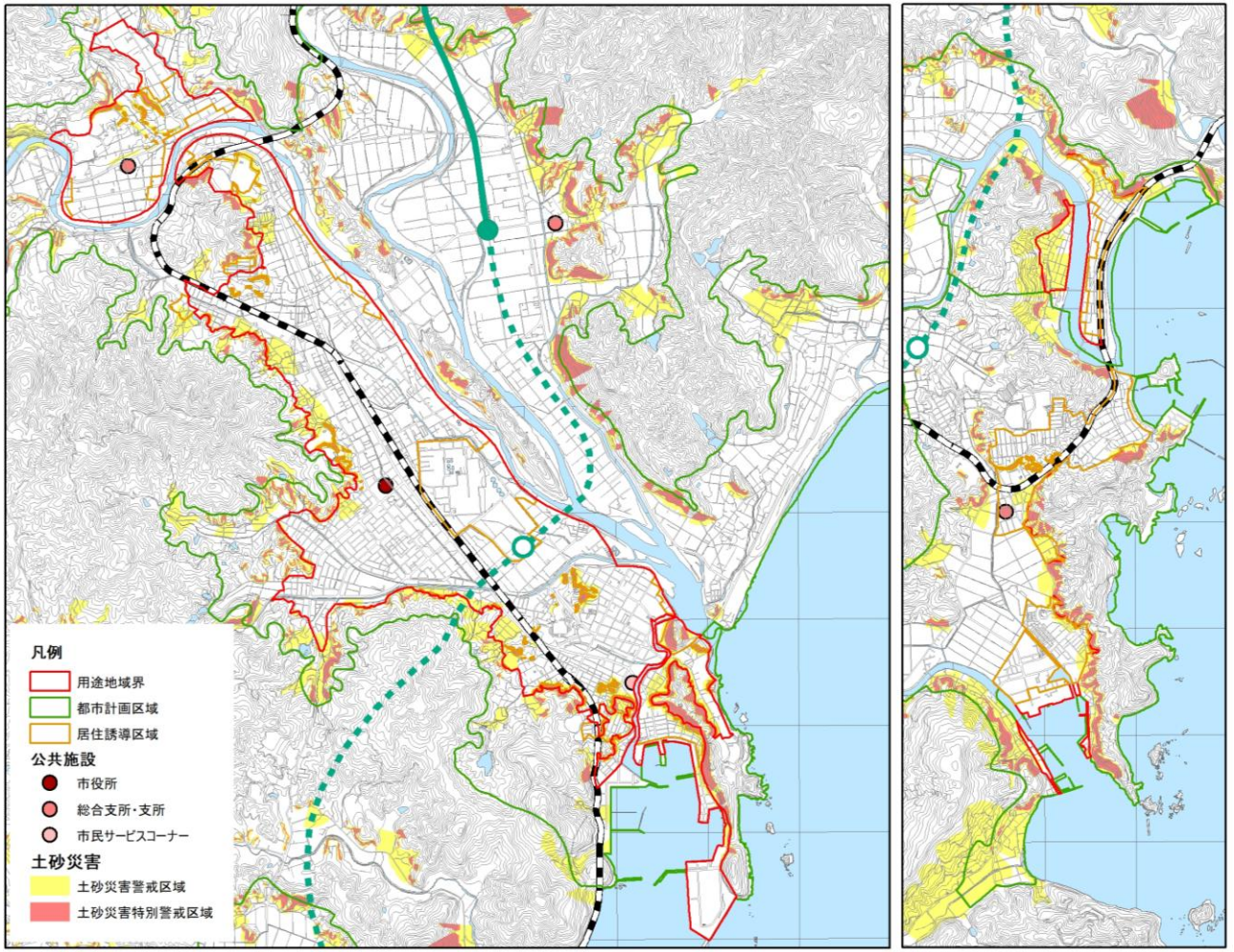

※資料
土砂災害：国土数値情報（国土交通省）
公共施設：国土数値情報（国土交通省）

災害リスク分析 洪水(計画規模)×医療福祉施設

・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
医療施設		3	26	29
高齢者福祉施設		3	21	24

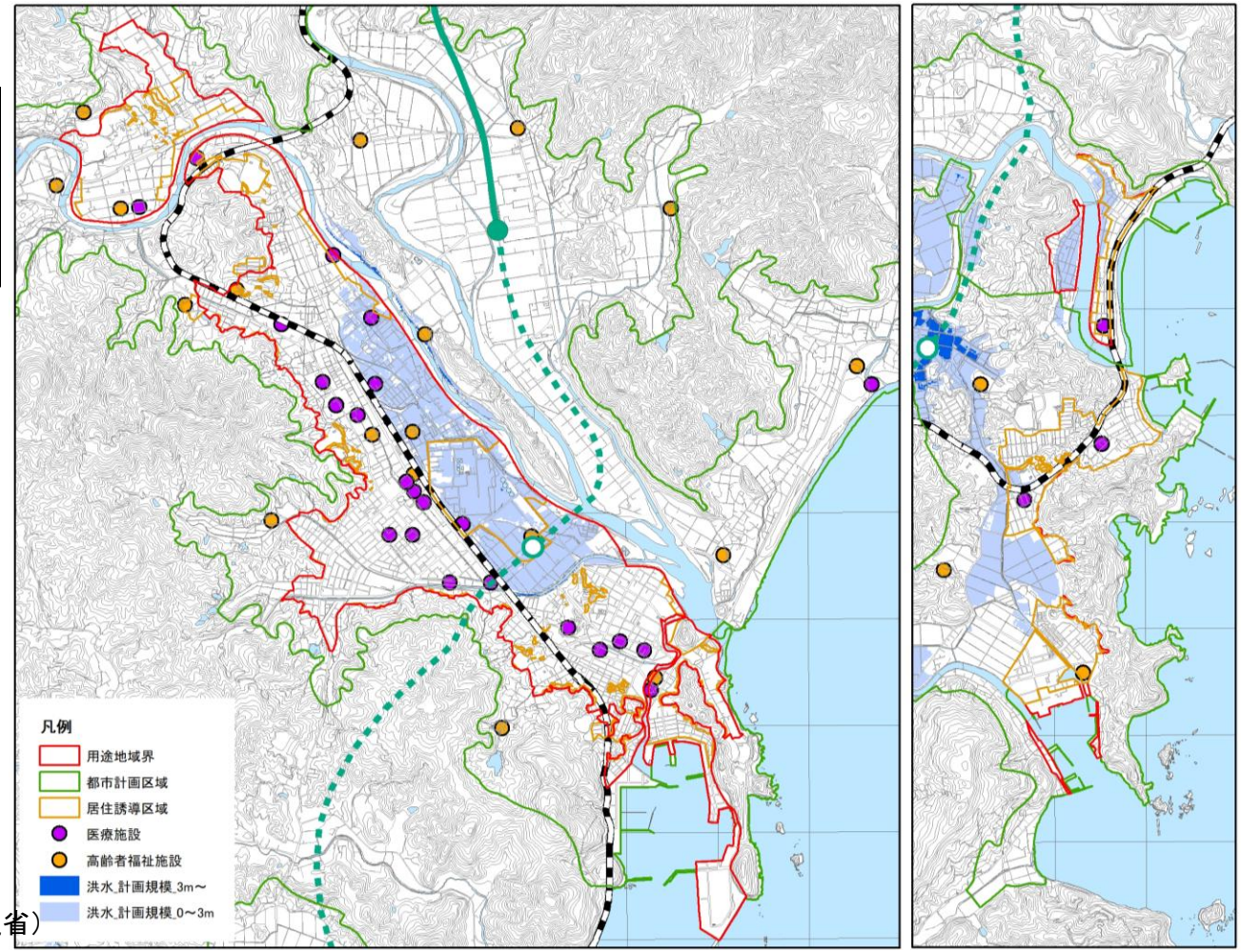

※資料
洪水:国土数値情報(国土交通省)
医療福祉施設:国土数値情報(国土交通省)

災害リスク分析 洪水(想定最大規模)×医療福祉施設

・医療施設、高齢者福祉施設とも、3m以上の浸水想定区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
医療施設	13	9	7	29
高齢者福祉施設	6	5	13	24

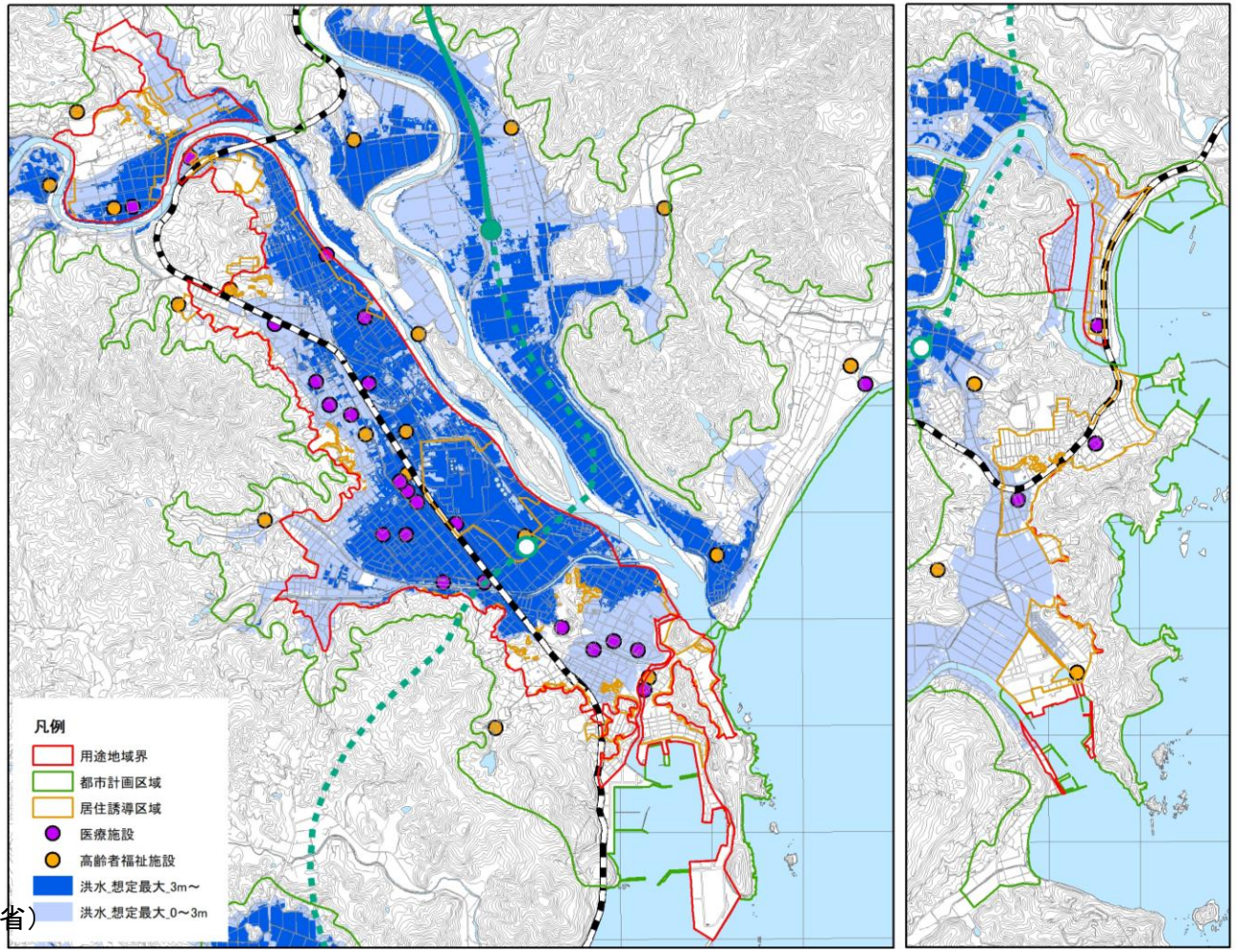

※資料
洪水:国土数値情報(国土交通省)
医療福祉施設:国土数値情報(国土交通省)

災害リスク分析 家屋倒壊等氾濫想定区域×医療福祉施設

・医療施設、高齢者福祉施設とも、区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。

【区域別施設数】

	氾濫流	河岸浸食	区域外	合計
医療施設	2	1	27	30
高齢者福祉施設	5	3	18	26

医療1施設が氾濫流と河岸浸食重複
福祉2施設が氾濫流と河岸浸食重複

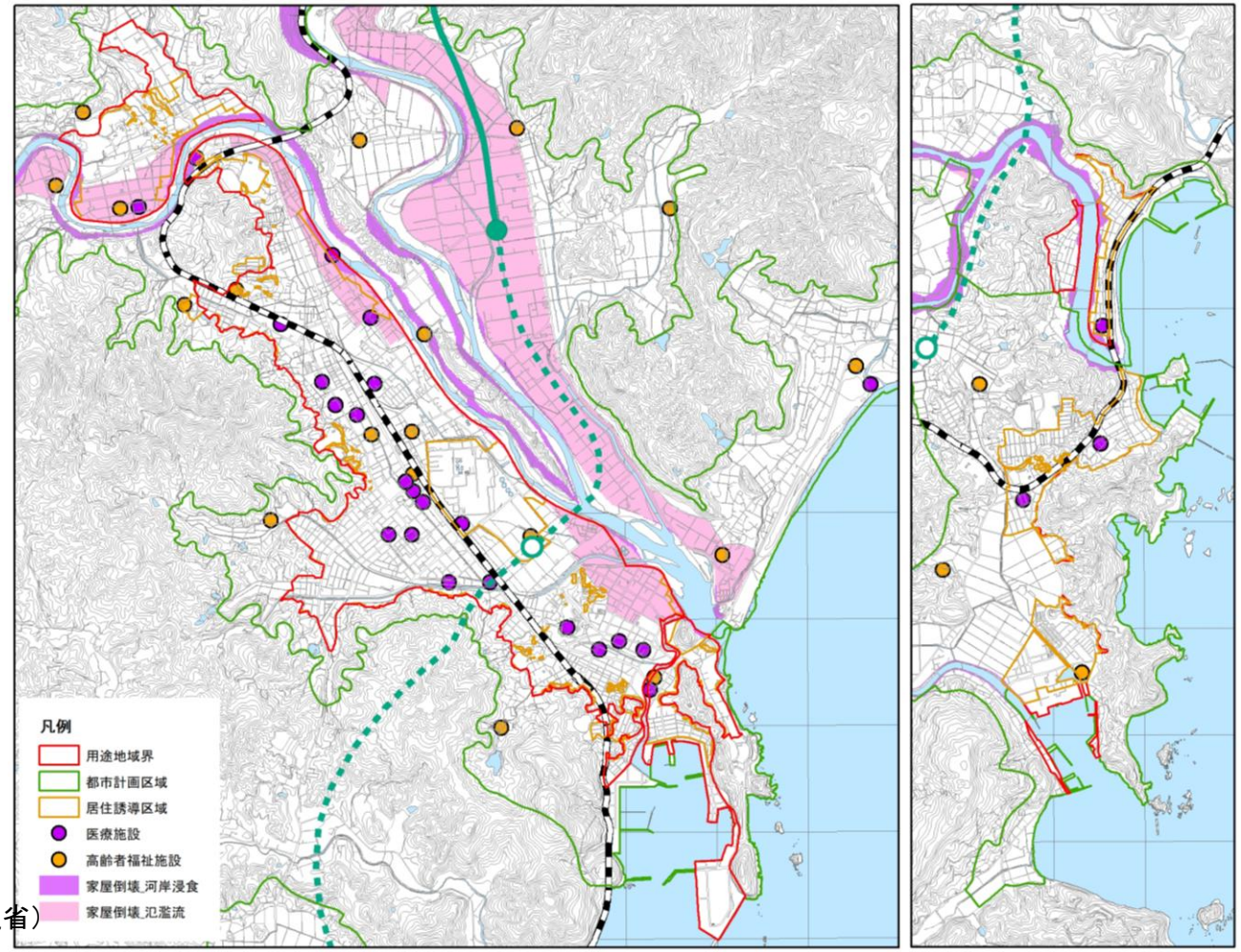

※資料
洪水:国土数値情報(国土交通省)
医療福祉施設:国土数値情報(国土交通省)

災害リスク分析 内水浸水想定区域×医療福祉施設

・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、内水時の要配慮者の避難対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
医療施設		6	23	29
高齢者福祉施設		2	22	24

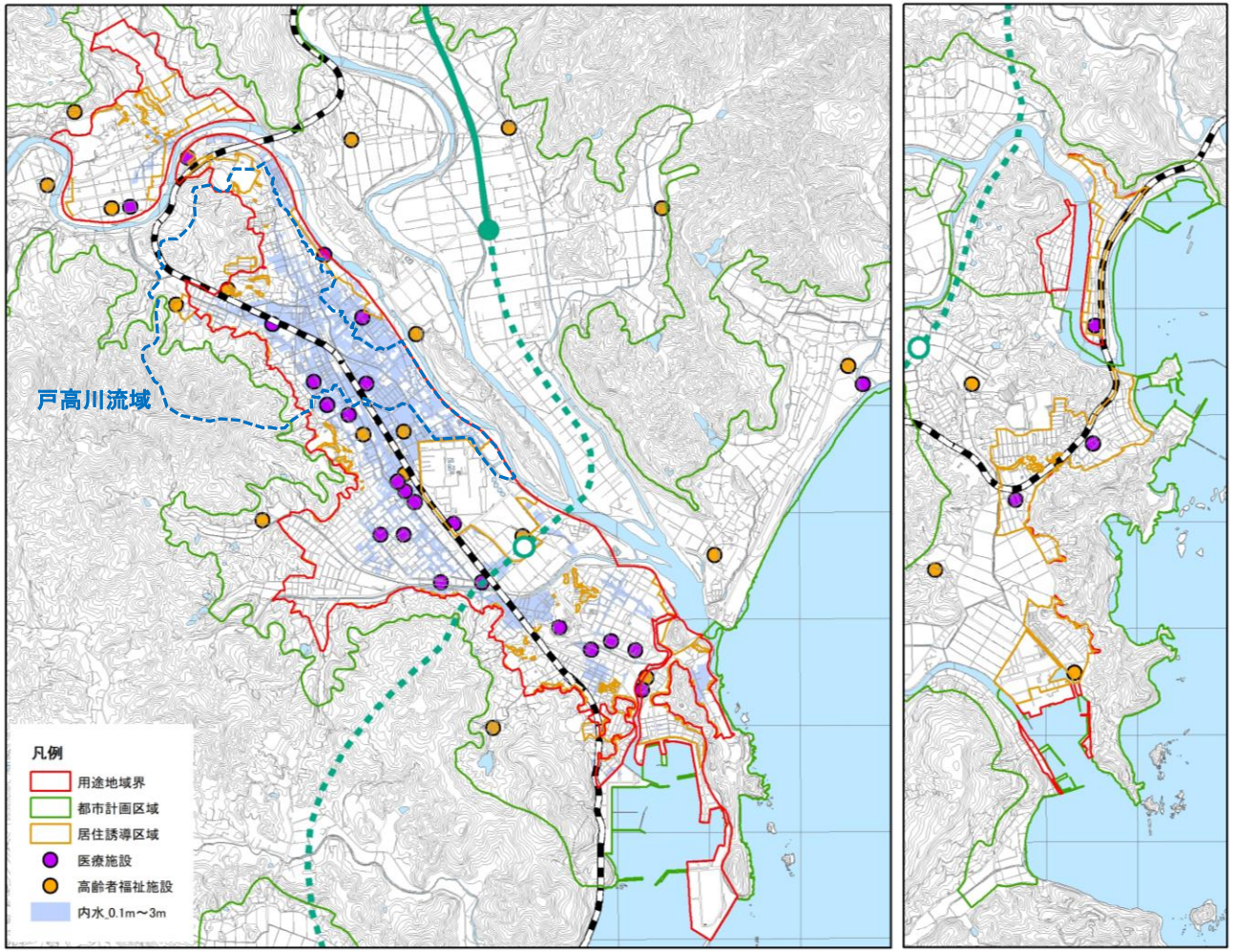

※資料
内水：日南市
医療福祉施設：国土数値情報（国土交通

災害リスク分析 高潮浸水想定区域×医療福祉施設

・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、高潮時の要配慮者の避難対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
医療施設		7	22	29
高齢者福祉施設		5	19	24

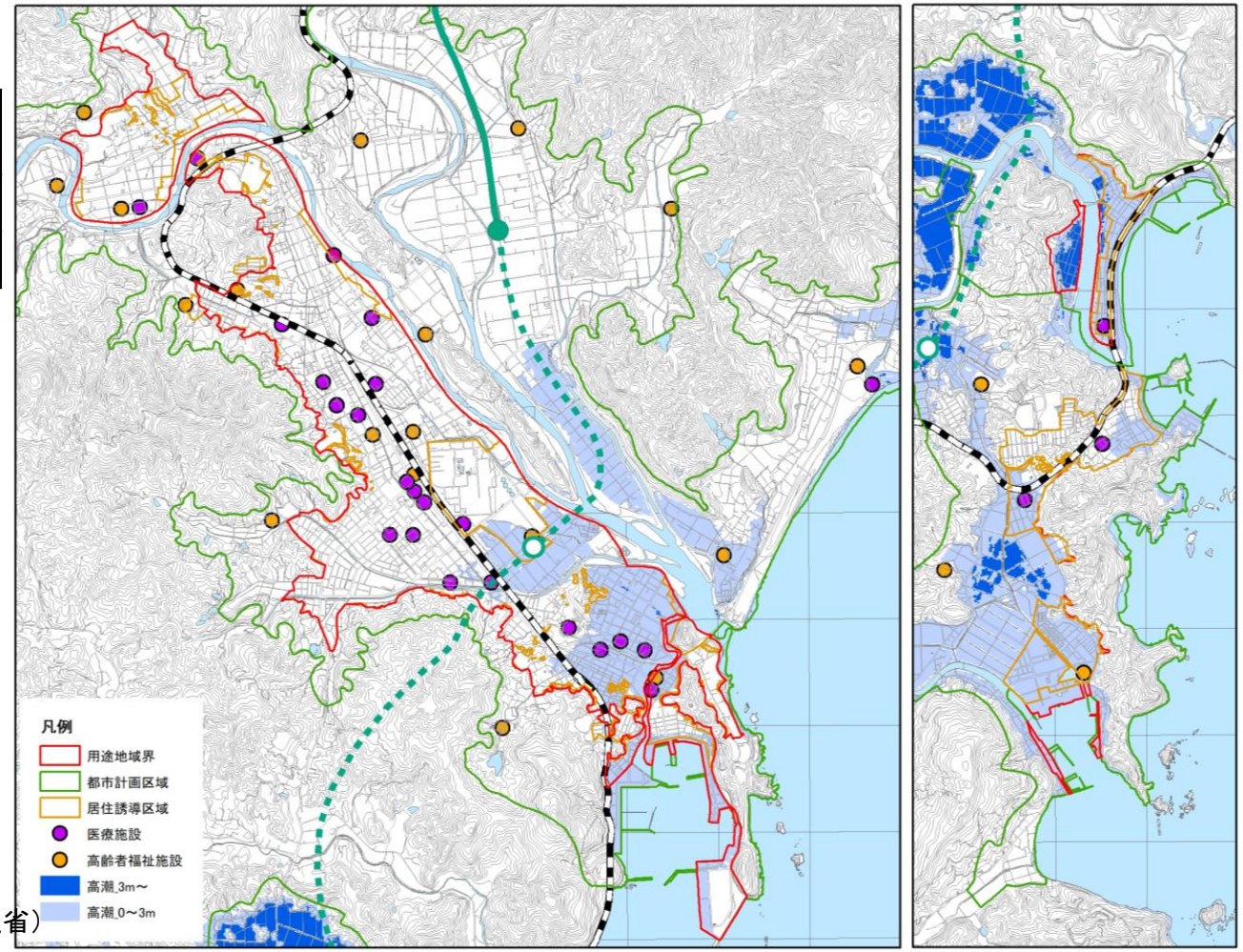

※資料
高潮：国土数値情報（国土交通省）
医療福祉施設：国土数値情報（国土交通省）

災害リスク分析 津波浸水想定区域×医療福祉施設

・医療施設、高齢者福祉施設とも、2m以上の浸水想定区域内に立地しており、津波時の要配慮者の避難対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深2m以上	浸水深0m以上2m未満	区域外	合計
医療施設	4	4	21	29
高齢者福祉施設	2	2	20	24

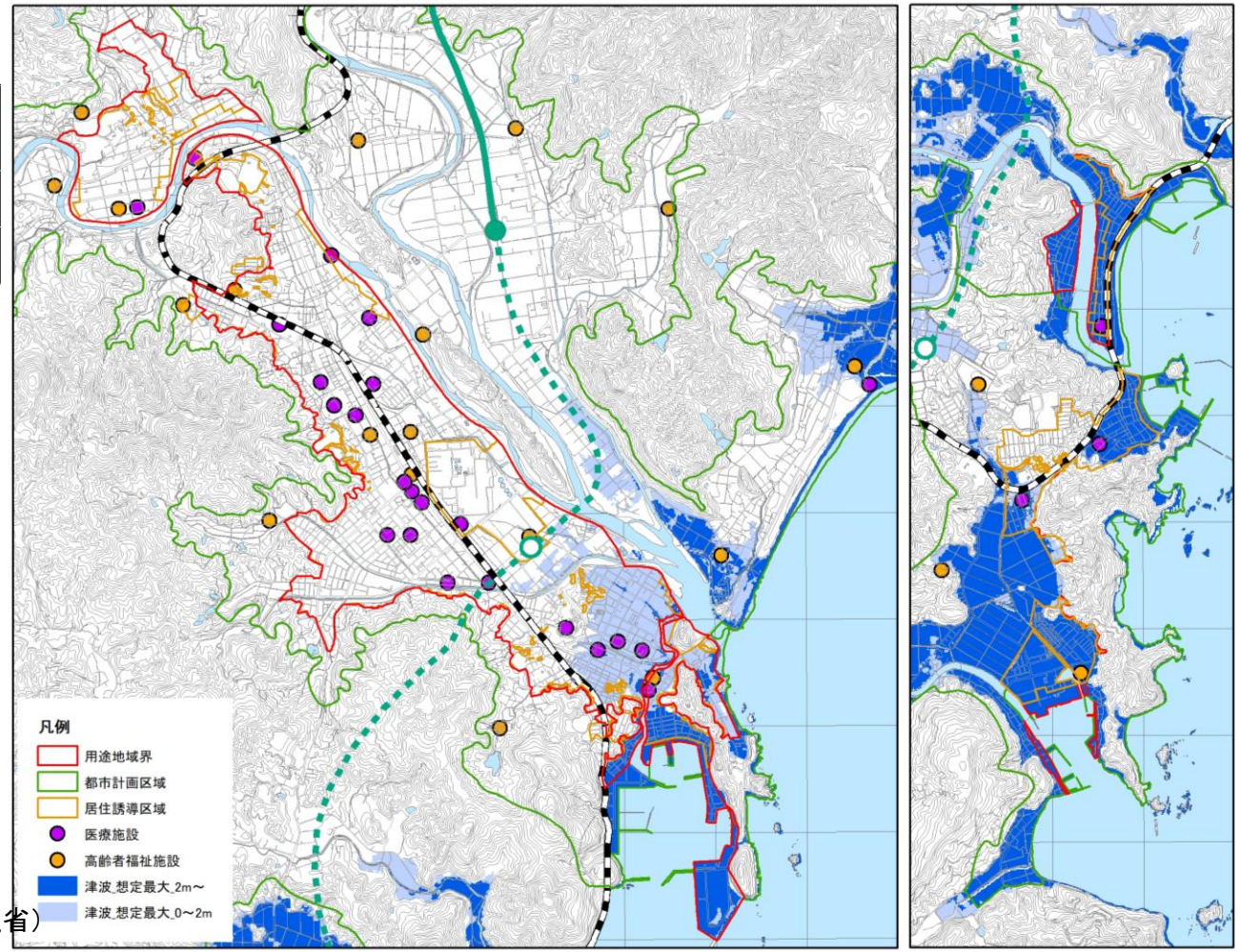

※資料
津波:国土数値情報(国土交通省)
医療福祉施設:国土数値情報(国土交通省)

災害リスク分析 土砂災害警戒区域×医療福祉施設

・土砂災害特別警戒区域内に医療施設、高齢者福祉施設とも立地していない。

【区域別施設数】

	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	区域外	合計
医療施設		1	28	29
高齢者福祉施設		3	21	24

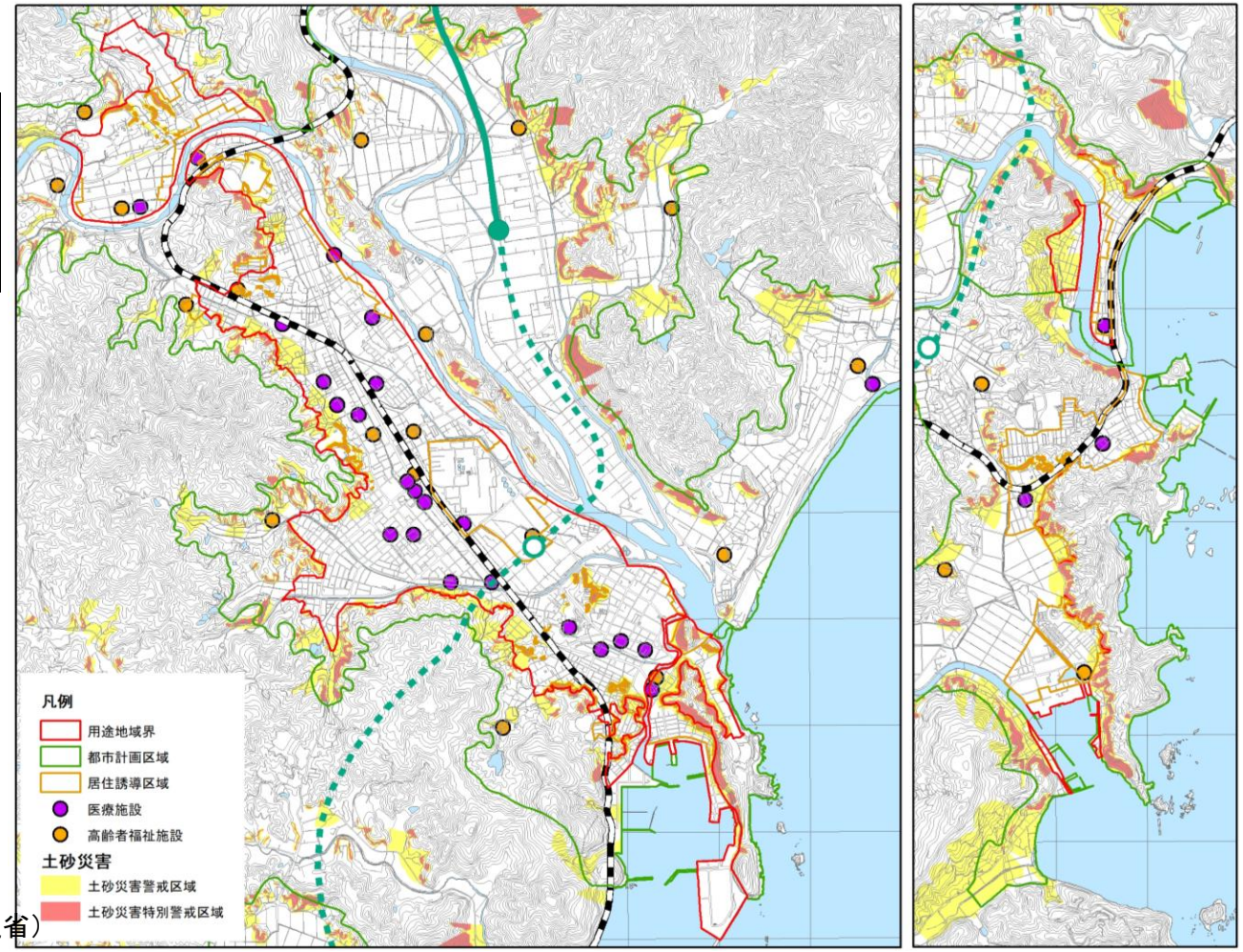

※資料
土砂災害：国土数値情報（国土交通省）
医療福祉施設：国土数値情報（国土交通省）

災害リスク分析 洪水(計画規模)×避難施設

・風水害避難施設が0～3mの浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
風水害避難施設		4	95	99

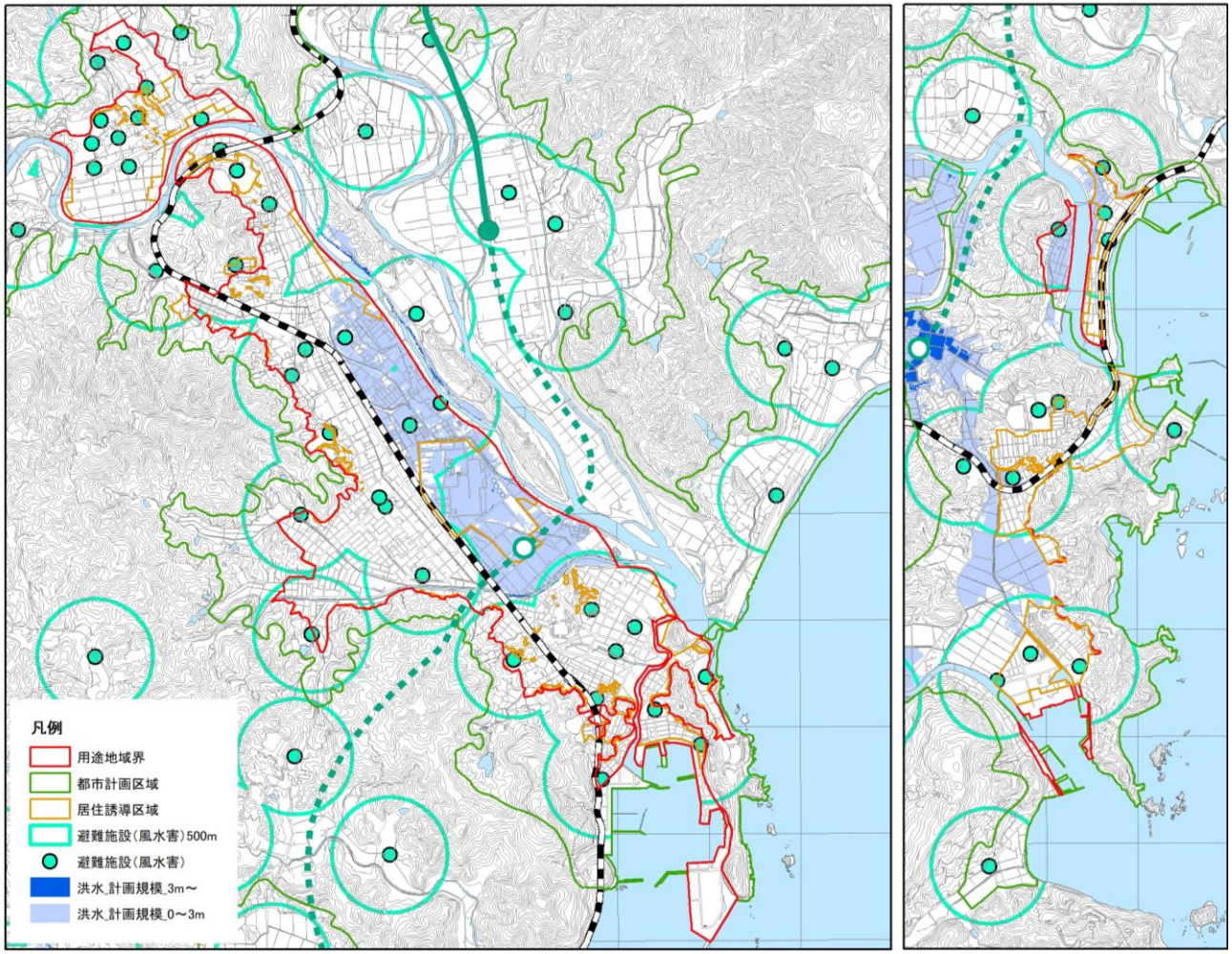

※資料
洪水:国土数値情報(国土交通省)
避難施設:地域防災計画

災害リスク分析 洪水(想定最大規模)×避難施設

・風水害避難施設が3m以上の浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
風水害避難施設	6	23	70	99

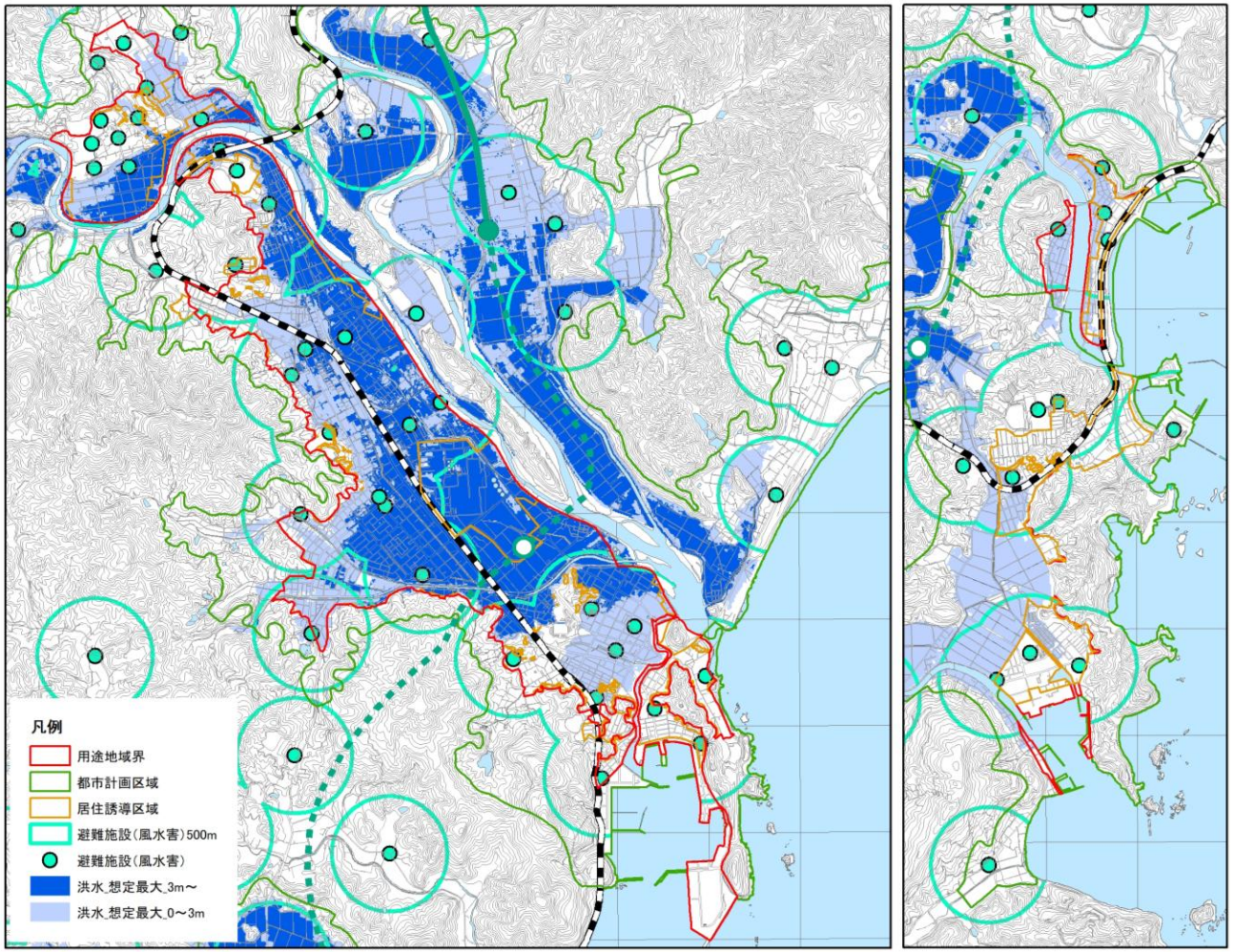

※資料
洪水:国土数値情報(国土交通省)
避難施設:地域防災計画

災害リスク分析 避難施設(風水害)

【避難施設一覧（風水害）】

地区	名　　称	緊急避難場所	避難所	自主避難時	避難勧告時	収容人数
飫肥	山ノ口公民館	○				60
飫肥	国際交流センター小村記念館	○	○	○	○	250
飫肥	楠原公民館	○				30
飫肥	飫肥公民館	○				250
飫肥	十文字公民館	○				60
飫肥	飫肥小学校	○	○		○	250
飫肥	飫肥中学校	○	○		○	370
飫肥	原之迫営農研修ｾﾝﾀｰ	○				100
飫肥	今町公民館	○				80
飫肥	糺公民館	○				40
飫肥	上飛ヶ峯公民館	○				40
飫肥	上板敷公民館	○				50
飫肥	下板敷研修センター	○				90
飫肥	日南振徳高校	○	○			490
飫肥	永吉公民館	○				70
飫肥	倉掛営農研修センター	○				60
飫肥	西ノ村集落センター	○				60
飫肥	旧吉野方小学校	○	○			220
飫肥	瀬田尾公民館	○				40
飫肥	中角研修センター	○				50
吾田	向原公民館	○				100
吾田	日南高校	○	○		○	830
吾田	釈迦尾ヶ野公民館	○				70
吾田	日南市中央共同調理場	○				50
吾田	二の丸団地区公民館	○				70
吾田	多目的体育館	○	○		○	1300
吾田	星倉山瀬公民館	○				120
吾田	わかすぎ保育園	○				50
吾田	吾田東小学校	○				350
吾田	吾田小学校	○	○			350
吾田	吾田中学校	○	○			530
吾田	日南学園高校	○				520
吾田	文化センター	○	○			200

地区	名　　称	緊急避難場所	避難所	自主避難時	避難勧告時	収容人数
吾田	ふれあい健やかｾﾝﾀｰ	○	○	○	○	400
吾田	日後谷公民館	○				130
吾田	後河内公民館	○				70
吾田	クリーンセンター管理棟	○				50
吾田	上隈谷公民館	○				50
吾田	中隈谷公民館	○				60
吾田	下隈谷公民館	○				80
吾田	小山保育園	○				110
吾田	桜ヶ丘小学校	○	○			300
油津	油津小学校	○	○			290
油津	生涯学習センターまなびピア	○	○	○	○	880
油津	旧桜ヶ丘保育所	○				50
油津	津の峯団地集会所	○	○		○	140
油津	テクノセンター	○				150
油津	油津中学校	○	○			330
油津	高等水産研修所	○				170
油津	下東公民館	○				30
東郷	松永集落センター	○				190
東郷	殿所営農研修センター	○				120
東郷	東郷小中学校（小学校）	○	○			220
東郷	東郷公民館	○	○	○	○	110
東郷	益安改善センター	○				160
東郷	平山公民館	○				110
東郷	サンライフ日南	○	○		○	160
東郷	風田区交流センター	○				200
東郷	日南くろしお支援学校	○				250
細田	寺村公民館	○				60
細田	大窪小学校	○	○			210
細田	通水営農研修センター	○				60
細田	仏坂公民館	○				30
細田	上塚田集落センター	○				70
細田	下塚田公民館	○				50
細田	西寺研修センター	○				90

地区	名　　称	緊急避難場所	避難所	自主避難時	避難勧告時	収容人数
細田	細田小学校	○	○			210
細田	下毛吉田営農研修センター	○				70
細田	都市農村交流センター	○	○	○	○	240
細田	細田中学校	○	○			310
細田	下方営農研修センター	○				90
細田	塩鶴営農研修センター	○				50
細田	大堂津小学校	○	○			280
細田	大堂津地域交流ｾﾝﾀｰ	○	○	○	○	140
細田	大堂津津波緊急避難施設	○	○			
南郷	南郷小学校	○	○		○	350
南郷	南郷中学校	○	○		○	430
南郷	西町体育館	○	○		○	370
南郷	南郷スタジアム	○				140
南郷	B＆G海洋センター体育館	○				390
南郷	大島ｱﾄﾞﾍﾞﾝﾁｬｰｷｬﾋﾞﾝ	○	○		○	90
南郷	南郷健康福祉センター	○	○		○	490
南郷	脇本集落センター	○				80
南郷	潟上小学校	○	○		○	250
南郷	大迫研修施設	○				50
南郷	伊崎野多目的研修施設	○				50
南郷	ロヶ野研修施設	○				30
南郷	笹ノ久保営農研修施設	○				30
南郷	大牟礼研修施設	○				40
南郷	南郷ハートフルセンター	○	○	○	○	290
南郷	外浦自治公民館	○				200
南郷	贄波地区集落農事集会所	○				80
南郷	夫婦浦漁民研修施設	○				50
南郷	榎原小学校	○	○		○	260
南郷	榎原中学校	○				70
南郷	榎原地区公民館・体育館	○	○	○	○	540
南郷	上講集会所	○				100
南郷	中講担手研修施設	○				70
南郷	札之尾地区ふれあいセンター	○				50

資料：日南市地域防災計画

災害リスク分析 津波浸水想定区域×避難施設

・津波避難施設が2m以上の浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深2m以上	浸水深0m以上2m未満	区域外	合計
津波避難施設	8	9	82	99

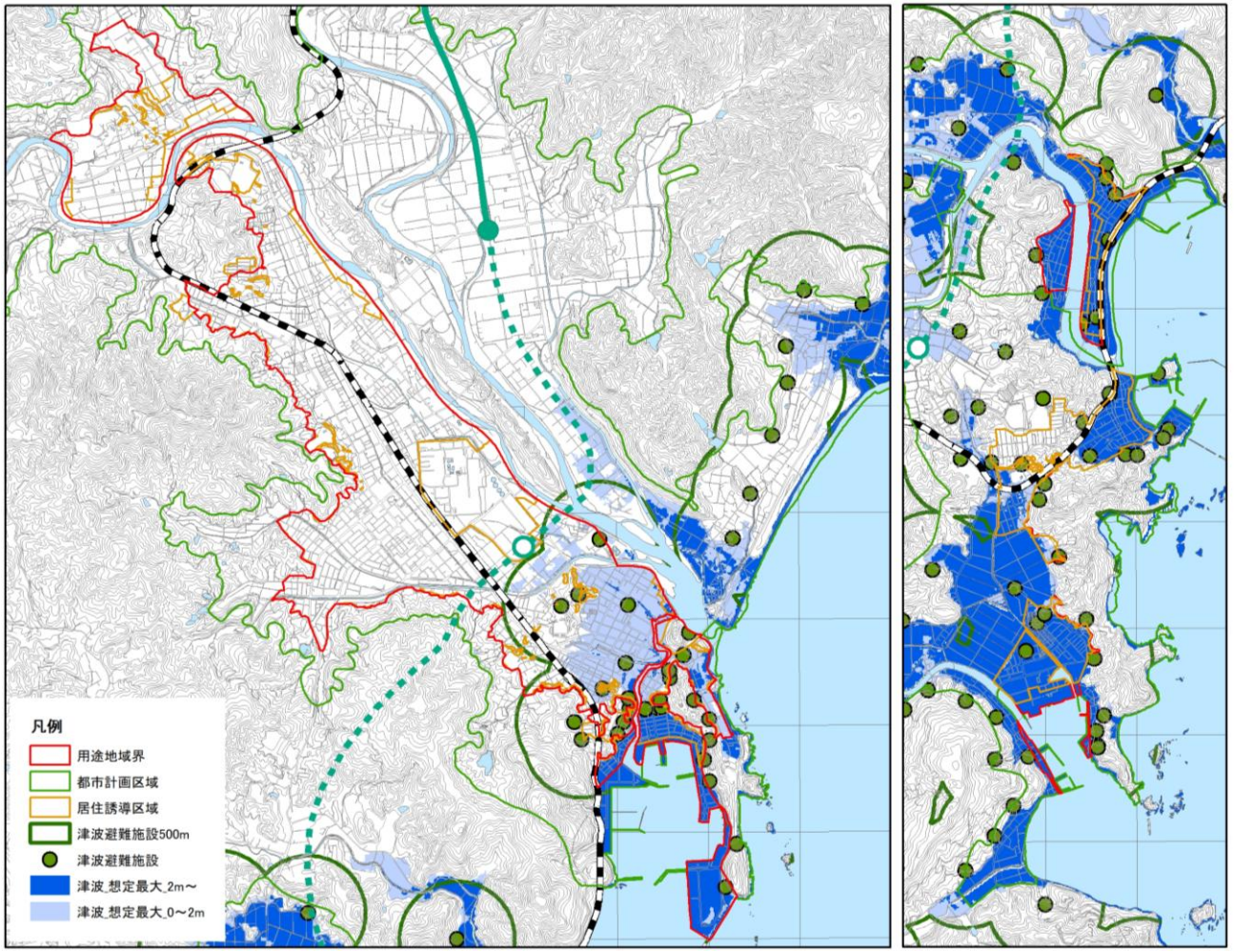

※資料
津波：国土数値情報（国土交通省）
避難施設：地域防災計画

災害リスク分析 避難施設（津波）

【避難施設一覧（津波）】

地区	施設名	収容人数
油津	県営見法寺団地	1084
油津	ホテルシーズン日南	1200
油津	市営園田団地	1100
吾田	下水終末処理場	860
油津	市営津の峯団地	560
油津	市立中部病院	230
南郷	南郷ハートフルセンター	1729
南郷	県営栄松団地1・2・3棟	608
細田	あいらんどシー	65
油津	日南第一ホテル	567
細田	大堂津津波緊急避難施設	377
油津	油津港湾1（NTT鉄塔横）	80
油津	油津港湾2	80
油津	油津港湾3（海保裏）	100
鵜戸	鶯巣神社境内奥	270
鵜戸	伊比井裏山	100
鵜戸	伊比井裏山・北	68
鵜戸	伊比井西側農地	30
鵜戸	富土裏山1	235
鵜戸	富土裏山2	300
鵜戸	富土6	30
鵜戸	小目井裏山	50
鵜戸	宮浦地区津波緊急避難場所（宮浦632）	50
鵜戸	大字宮浦627付近	200
鵜戸	宮浦避難路1	300
鵜戸	宮浦第一農園	300
鵜戸	新鵜戸トンネル付近駐車場	667
鵜戸	鵜戸観光駐車場	3084
鵜戸	鵜戸神宮第2駐車場	5259
鵜戸	サンメッセ日南駐車場	5476
鵜戸	小吹毛井裏山	31
鵜戸	小吹毛井集落南	
鵜戸	大浦裏山	230
鵜戸	大浦地区津波緊急避難場所	100
鵜戸	立石裏山	300
鵜戸	飫肥の国プレカット奥	30

地区	施設名	収容人数
鵜戸	鵜戸集落南	
東郷	大字風田第1　2838-1付近	50
東郷	大字風田第2　1095付近	250
東郷	日南セメント瓦工業所内砂利集積所	727
東郷	大字風田43-4付近	300
東郷	サンライフ日南駐車場	307
東郷	大字平山4	40
東郷	駒宮神社境内	600
東郷	平山墓地	300
油津	梅ヶ浜2丁目1-25付近	300
油津	梅ヶ浜下東峠	500
油津	歓楽寺駐車場	1773
油津	旧油津保育所運動場	812
油津	津の峯	450
油津	乙姫ニュータウン公園	1960
油津	西町1丁目付近	300
油津	天福台公園	1544
油津	春日神社境内	60
油津	吾平津神社境内	300
油津	材木天満宮	40
油津	材木町公園	200
油津	天福球場	13592
油津	岩崎3丁目19-24	120
油津	県立日南病院駐車場	7230
油津	梅下その2	60
油津	戦没者慰霊碑跡地	60
油津	春日裏山A	60
油津	霧島神社	396
吾田	隈谷川西	38
細田	猪崎鼻公園	300
細田	大堂津小学校裏山	350
細田	秋葉神社境内	245
細田	三島神社境内奥	104
細田	城山	300
細田	塩鶴八幡神社	60
細田	ニチワ周辺	60

地区	施設名	収容人数
細田	青果卸南	60
細田	九社神社境内	450
細田	瓜倉橋南西	60
細田	大字下方524-6付近	300
細田	大字下方343付近	300
南郷	津屋野409付近	300
南郷	津屋野654-1付近（ミカン山）	300
南郷	津屋野845付近	300
南郷	津屋野1216-2付近（ミカン山）	300
南郷	津屋野1506-2付近	260
南郷	桜木神社境内	230
南郷	津屋野1793-2付近	300
南郷	津屋野1974	
南郷	津屋野上霊園	400
南郷	中村甲1364付近	300
南郷	旧南郷清掃センター入口広場	778
南郷	上中村避難路3	300
南郷	榎之平団地公園	1552
南郷	中村甲2337付近	100
南郷	ドリームランドはまゆう南郷	1954
南郷	中村甲4862-3付近	300
南郷	南郷小学校裏山	300
南郷	中村乙4926付近	50
南郷	目井津ヶ丘児童公園	1290
南郷	目井津霧島神社境内	60
南郷	中村乙4622付近	300
南郷	中村乙4652-1　奥	80
南郷	中村乙4652-1・奥（山の神）	60
南郷	旧目井津保育所跡地	900
南郷	中央公園運動広場	9714
南郷	南郷中学校駐車場	1629
南郷	立正幼稚園第二運動場付近	300
南郷	立正幼稚園第二運動場	1321
南郷	中村乙593付近	1600
南郷	びろうの里駐車場	2200

地区	施設名	収容人数
南郷	中村乙5648-7	300
南郷	伍社神社境内（※重複）	260
南郷	ふれあいの丘	698
南郷	南郷プリンスホテル峠	890
南郷	中村乙3860-8	400
南郷	栄松ビーチ峠（うしろ浜）	600
南郷	中村乙4078-2	200
南郷	栄松避難路3	500
南郷	大権現神社（行縢神社）境内	250
南郷	潟上287-11付近	300
南郷	外浦霊園	300
南郷	外浦児童公園裏山	230
南郷	寺之坂霊園	375
南郷	日之御崎神社境内	150
南郷	脇本716-1付近	300
南郷		300
南郷	脇本1188付近	300
南郷	脇本1841付近	75
南郷	脇本集落センター広場	1128
南郷	潟上小学校駐車場	947
南郷	潟上640	300
南郷	大久保団地内公園	322
南郷	潟上819付近	250
南郷	潟上付近	800
南郷	潟上10481付近	300
南郷	原向霊園	570
南郷	贄波96	300
南郷	贄波476付近	300
南郷	贄波1123-2	300
南郷	贄波3164-3付近	300
南郷	坪小池公園	300
南郷	亜熱帯作物支場駐車場	300
南郷	夫婦浦隧道付近	300
南郷	夫婦浦裏山（市道空町2号線）	80
南郷	夫婦浦霊園	137

資料：日南市地域防災計画

課題整理

ハザード		分析結果
洪水	洪水（計画規模）	・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。 ・風水害避難施設が0～3mの浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。
	洪水（想定最大規模）	・市役所、総合支所・支所が浸水深3m以上の区域に立地しており、洪水時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、3m以上の浸水想定区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。 ・風水害避難施設が3m以上の浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。
	家屋倒壊等氾濫想定区域	・医療施設、高齢者福祉施設とも、区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。
内水	内水浸水想定区域	・市役所が浸水想定区域内に立地しており、内水時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、内水時の要配慮者の避難対策が求められる。
高潮	高潮浸水想定区域	・総合支所・支所が浸水想定区域内に立地しており、高潮時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、高潮時の要配慮者の避難対策が求められる。
津波	津波浸水想定区域	・総合支所・支所、市民サービスコーナーが浸水想定区域内に立地しており、津波時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、2m以上の浸水想定区域内に立地しており、津波時の要配慮者の避難対策が求められる。 ・津波避難施設が2m以上の浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。
土砂災害	土砂災害警戒区域	・土砂災害特別警戒区域内に医療施設、高齢者福祉施設とも立地していない。

・公共施設は、洪水、内水、高潮、津波のリスクがあり、災害時に避難や復旧拠点として機能できるような対策が必要である。

・医療・福祉施設は、洪水、内水、高潮、津波のリスクがあり、災害時の要配慮者の垂直または水平避難の適切な誘導が求められる。

・避難施設は、洪水、津波浸水想定区域内に多数立地しており、避難機能の確保と適切な誘導が求められる。

防災まちづくりの将来像・取組方針

・立地の適正化に関する基本的な方針に沿って、以下の通り将来像を設定。
・取組方針は、災害リスクの「回避」と「低減」の考え方を組み合わせ、総合的に防災・減災を図るための取組の方針を整理する。

（防災まちづくりの将来像）

災害リスクを考慮した市街地の安全対策

港や沿岸部で津波浸水等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成する。

（防災まちづくりの取組方針）

災害リスクの回避

・港湾部の護岸整備や河川改修などにより、津波や洪水被害の回避を図る。
・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、災害リスクの高いエリアとして、居住誘導区域から除外し、安全なエリアへの緩やかな誘導を図る。

災害リスクの低減

・吾田地区などの洪水浸水想定区域や大堂津地区を含む津波浸水想定区域は、居住誘導区域に含め、各種危機管理事案に即応できる体制の整備や災害リスクの周知等の防災対策の充実などの災害リスクの低減を図る。
・要配慮者対策としての避難誘導計画や災害時のための交通インフラの確保などを推進する。

防災まちづくりの将来像・取組方針

・用途地域内に、洪水（想定最大規模）３m以上、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）、津波（想定最大規模）２m以上の区域の災害リスクの高い区域が存在。一方で、風水害及び津波避難施設が上記区域内に整備されている。

・公共施設、医療・福祉施設は、洪水、内水、高潮、津波のリスクがあり、災害時に避難や復旧拠点として機能や要配慮者の垂直または水平避難の適切な誘導等が求められる。

・上記状況から、区域除外等のリスク回避を行いつつも、適切な避難誘導等のリスク低減策の推進が求められる。

（将来像）

災害リスクを考慮した市街地の安全対策

港や沿岸部で津波浸水等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成する。

（取組方針）

災害リスクの回避

・災害リスクの低い区域への居住の誘導
・築堤及び掘削などの河川改修。
・港湾の地震・津波対策
・海岸の護岸整備

など

災害リスクの低減

・総合的な治水対策
・避難施設の整備、津波避難場所の確保
・ハザードマップ等の作成
・要配慮者対策の推進
・緊急輸送等のための交通インフラの確保　など

防災・減災の取組・スケジュール

※短期：概ね５年以内、中期：概ね5～10年以内、長期：概ね20年以内

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
回避	洪水	・立地適正化計画に基づく届出制度の運用による災害リスクの低い区域への居住の誘導。	市	→	→	→
		（広渡川、酒谷川の河川改修） ・広渡川本川の広渡橋から郷之原井堰までの区間並びに酒谷川の広渡川合流点からＪＲ鉄道橋までの区間、戸高川の酒谷川合流点から放水路分岐までの区間，その他支川（益安川、福谷川、内之野川、恵良川、赤岩川、谷之城川、猪八重川）の広渡川本川の水位の影響を受ける区間については、設定した規模の洪水に対して家屋の浸水を防止するため、築堤及び掘削を実施する。	県	→	→	
	津波	（港湾の地震・津波対策） ・L1 津波（比較的発生頻度の高い津波）対策が必要な港湾施設の整備を要望していく。	県	→	→	
		（細田川の高潮、地震・津波対策） ・細田川における南海トラフを震源とした地震及びレベル１津波対策は、津波遡上区間を施工対象範囲とし、樋門の自動閉鎖化や堤防の嵩上げ、液状化対策などのうち、効果の高いものについて実施する。また、津波対策と高潮対策を総合的に検討し、必要な対策を実施する。	県	→	→	
		（油津港海岸の護岸整備） ・護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	県	→	→	
		（油津漁港海岸の護岸（水門等）整備） ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震化等を図り、津波による浸水被害を防止する。	県	→	→	
		（目井津漁港海岸の護岸整備） ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	県	→	→	
		（外浦港海岸の護岸整備） ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	県	→	→	
		（外浦地区海岸の護岸（水門等）の改良） ・水門等の改良及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	県	→	→	

防災・減災の取組・スケジュール

※短期：概ね５年以内、中期：概ね5～10年以内、長期：概ね20年以内

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
低減	土砂	（土砂災害危険箇所対策） ・発災時に避難が円滑に行われるように、土砂災害警戒区域等の指定に合わせ、ハザードマップを随時見直す。 ・土砂災害対策については、主要道路及び住宅密集地、要配慮者施設など優先的に整備を推進する。	県	→		
	洪水	（総合的な治水対策） ・２級河川の整備については、これまで通り、日南市県道河川整備促進既成同盟会により、行政及び市民が一体となって県に整備促進を要望していく。 ・市が管理する普通河川については、自治会等の要望等を踏まえ、土砂掘削など適切な維持管理を図っていくとともに、簡易な維持管理については、周辺住民が行えるような仕組みづくりを検討していく。	県・市・市民	→		
		（特定都市河川（戸高川流域）） ・戸高川流域内において雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上）を行う際には、宮崎県知事の許可が必要。 ・許可にあたっては、技術的基準に従った雨水の流出抑制対策（透水性舗装、浸透ますなど）が必要。	県	→		
	津波	（避難施設の整備、津波避難場所の確保） ・津波避難計画に基づき 避難場所、避難路の整備に加え、民間施設を避難場所に指定することで、避難困難地域の解消を図る。	市	→		
	地震	（木造住宅等の耐震化等） ・耐震性が不足していると見込まれる住宅の約９５％を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による安全対策を促進する。また、ブロック塀等についても同様の安全対策を推進する。	市	→		
		（市営住宅の震災対策） ・市営住宅は、新耐震基準以前に建設されたものが多く、老朽化が進んでいることから、耐震性の確保や長寿命化を推進する必要があり、災害に強いまちづくりを進めるために、公営住宅等整備事業 、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。	市	→		
		（学校施設の震災対策） ・学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また避難所となっている学校施設（体育館を含む）のトイレの洋式化についても整備を進めていく。	市	→		

防災・減災の取組・スケジュール

※短期：概ね５年以内、中期：概ね5～10年以内、長期：概ね20年以内

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
低減	地震	（上水道施設等の耐震化） ・被災時においても、日常生活を維持するためには、水道水の供給が不可欠であることから、上水道施設の耐震･津波対策のため、上水道システムの再構築に取り組むとともに、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進める。さらに、大規模災害時においても、水道水の迅速な供給が可能となるような防災訓練の実施に加え、関係機関との連携を強化する。	市	→		
		（下水道施設の災害対策） ・下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、 耐水 対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道ＢＣＰに基づく防災訓練の実施を促進する。	市	→		
		（安全快適な街作り（無電柱化）） ・生活空間の改善のため無電柱化の計画を取り入れたまちづくりを推進する。	市	→		
	共通	（ハザードマップ等の作成） ・現行の津波浸水域や避難場所を示した津波ハザードマップについて、国や県の想定等の変更が生じた場合や避難場所等を変更した場合は、随時、更新・配布を行う。 ・洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、洪水ハザードマップの作成・公表する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されるよう啓発を推進する。 ・宮崎県の高潮による浸水想定区域の指定及び公表に合わせ、高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表する。	市	→		
		（要配慮者対策の推進） ・要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえて、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう支援方法を検討する。 ・要配慮者の避難については、行政機関だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要である。また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。	市	→		
		（高齢者施設の防災対策） ・定期的に実施する実地指導による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練等実施などの防災対策 の徹底を図る。	市	→		

防災・減災の取組・スケジュール

※短期：概ね５年以内、中期：概ね5～10年以内、長期：概ね20年以内

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
低減	共通	（避難行動要支援者対策の推進） ・避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成を促進していく。なお、個別支援計画の作成にあたり、防災、福祉、保健、医療等の関係機関や自治会、民生委員等と連携し取組を図る。	市	→		
		（福祉避難所の整備） ・一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の確保を促進するとともに、民間ホテル等への要配慮者の受け入れについて検討を進める。	市	→		
		（学校における防災教育の推進） ・津波を含めたあらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育資料集」や、ＤＶＤ教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する。 ・防災専門官の助言を得ながら、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び児童生徒の災害対応能力を向上させる。	市	→		
		（緊急輸送等のための交通インフラの確保） ・東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ・国道２２０号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ・緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。 ・緊急輸送道路に おける落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面対策等を検討し、優先度の高い箇所から実施 する。 ・緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している が、九州道路啓開計画の啓開ルートに指定されている県が管理する国道２２２号の橋梁については耐震性能の向上を図っていく。今後も各道路施設管理者において、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。	県・市	→		
		（都市公園長寿命化事業） ・公園における避難所機能を前提としたトイレ更新の実施。 ・設備のバリアフリー化や非常時の衛生設備の整備等、災害に備えた施設を整備。	市	→		

防災・減災の取組・スケジュール

【取組位置図（洪水）】

防災・減災の取組・スケジュール

・広渡川水系では、流域治水プロジェクトとして河川改修や堤防強化など防災・減災対策を推進している。

広渡川水系流域治水プロジェクト【位置図】
～災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせる防災・減災対策の推進～

○令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、広渡川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、あらゆる関係者の協働により流域における浸水被害の軽減を図る。

位置図

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
【洪水氾濫対策】
・河川改修、堤防強化、井堰改築、河道掘削、樹木伐採、排水機場の改修、用排水路整備　等
【流水の貯留機能の拡大】
・治水ダムにおける事前放流の実施、ダム貯水池内の堆積土砂浚渫　等
【土砂災害対策】
・砂防堰堤の整備　等
【森林の整備・保全、治山施設の整備】
・保水機能を発揮できる森林整備の推進
・治山施設整備による土砂流出抑制対策
【内水氾濫対策】
・用排水路の整備、補修、更新　等
・樋門施設の維持、機能向上

■被害対象を減少させるための対策
【まちづくりでの活用を視野にした土地の水災害情報の充実】
・土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害リスク情報の充実化

■グリーンインフラの取組
※別紙「流域治水とグリーンインフラの連携」を参照

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
【リスク情報の提供・充実】
・ICTを活用した情報提供の強化　等
・洪水浸水想定区域図の作成・データ提供　等
・農業用ため池マップの周知　等
・土砂災害警戒区域等の指定・公表　等
・マイ防災マップ・マイタイムラインづくりの推進　等
・水位計・河川監視カメラ等の増設、安定した情報の提供　等
【防災・避難体制の強化】
・ホットライン・タイムラインによる関係機関の連携強化　等
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援　等
・防災の日、防災週間における防災啓発　等
・風水害を想定した総合防災訓練　等
・日南地区防災会議の連携強化や実施訓練
・自主防災組織、水防団、防災リーダーの育成　等
・防災情報の共有
【防災学習・啓発の推進】
・ハザードマップを活用した具体的な防災訓練　等
・土砂災害防止教室の実施　等
・ｅラーニングによる水防災教育の推進　等
・防災士の養成及び出前講座の実施　等
【早期復旧・復興への備え】
・樋門や排水機場等の既存施設を有効に活用するための操作の検証　等
・水防活動、啓開、復旧に必要な資機材の確保、強化　等
・公共施設、ライフラインの防災機能の向上　等

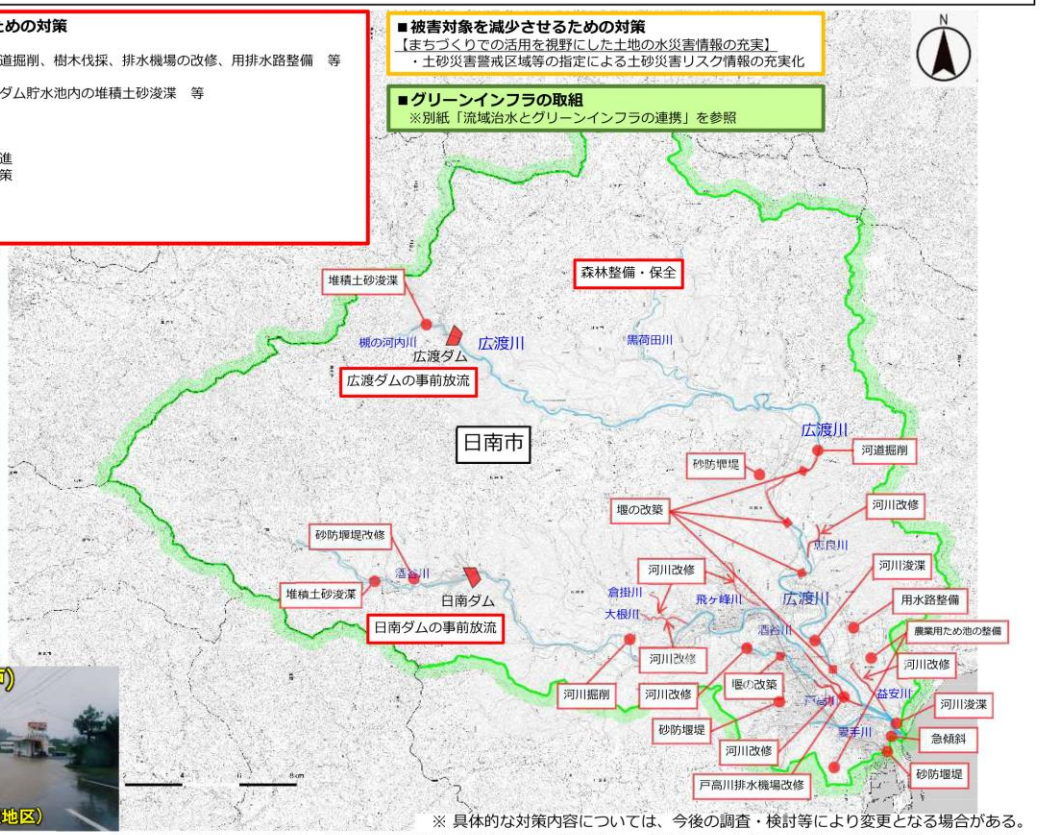

※資料
宮崎県

※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

【この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。　測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHf149】

防災・減災の取組・スケジュール

広渡川水系流域治水プロジェクト 【ロードマップ】
～災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせる防災・減災対策の推進～

●広渡川では、本支川の流域全体を国、県、日南市が一体となって、以下の手順で「流域治水プロジェクト」を推進する。
○【短　期】広渡川流域において、河道掘削や樹木伐採を集中的に実施し、河道の流下能力の向上を図る。また、築堤や掘削などの河川改修や砂防堰堤の整備を進めるほか、防災意識の向上や情報提供の強化を図り、流域内の被害軽減を目指す。
○【中　期】堤防の強化や堰の改修等によってさらなる治水安全度の向上を図るとともに、森林整備による上流域の保水機能の向上や用排水路の整備による下流域の排水機能強化を図り、流域全体での水防災への取組を強化する。
○【中長期】河川区域においては、河川改修や維持管理を計画的に実施して氾濫を防止するとともに、集水域、氾濫域においてはそれぞれが持つ役割やリスクを把握して、官民一体となった流域治水への取組を推進する。

■河川対策　（約９４億円）
■砂防対策　（約　４億円）

区分	対策内容	実施主体	工程 短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	洪水氾濫対策	宮崎県	河川改修、堤防強化、築堤　等		
			河道掘削、樹木伐採、堆積土砂浚渫　等		
			井堰改築		
			用排水路整備		
	流水の貯留機能の拡大	宮崎県	治水ダムにおける事前放流の実施		
			ダム貯水池内の堆積土砂浚渫　等		
			農業用ため池の整備		
	土砂災害対策	宮崎県	砂防堰堤の整備　等		
			砂防施設の老朽化対策		
	森林の整備・保全、治山施設の整備	宮崎県、宮崎南部森林管理署 森林整備センター	保水機能を発揮できる森林整備の推進		
			治山施設整備による土砂流出抑制対策		
	内水氾濫対策	宮崎県、日南市	用排水路の整備、補修、更新　等		
			樋門施設の維持、機能向上		
被害対象を減少させるための対策	まちづくりでの活用を視野にした土地の水災害情報の充実	宮崎県	土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害リスク情報の充実化		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	防災学習の推進	宮崎県、日南市、宮崎地方気象台	土砂災害防止教室の実施		
			防災の日、防災週間における防災啓発		
			防災士の養成及び出前講座の実施		
			eラーニングによる水防災教育の推進		
	水害リスク情報の提供	宮崎県、日南市	洪水浸水想定区域図の作成・データ提供　等		
			土砂災害警戒区域等の指定・公表		
			ハザードマップを活用した具体的な防災訓練		
			農業用ため池マップの周知		
			水位計・河川監視カメラ等の増設、安定した情報の提供等		
	防災情報、避難体制の検討・連携強化	宮崎県、日南市、宮崎地方気象台	ホットライン、タイムラインによる関係機関の連携強化		
			ICTを活用した情報提供の強化		
		宮崎県	防災情報の共有		
	減災、早期復旧、復興への備え	宮崎県、日南市、宮崎地方気象台	風水害を想定した総合防災訓練		
			自主防災組織、水防団、防災リーダーの育成		
			水防活動、警開、復旧に必要な資機材の確保、強化		
			日南地区防災会議の連携強化や実施訓練		
			公共施設、ライフラインの防災機能の向上		
グリーンインフラの取組	治水対策における多自然かわづくり	宮崎県	生物の多様な生息・生育・繁殖環境の保全・創出		
			河川景観の保全・創出		
	自然環境の保全・復元などの自然再生	宮崎県、日南市、宮崎南部森林管理署、森林整備センター	湿地等の貴重な自然環境の保全		
			生物の多様な生息・生育・繁殖環境の保全・創出		
	魅力ある水辺空間・賑わい空間創出	宮崎県、日南市	川と自然とふれあえる親しみやすい河川空間の維持		
	自然環境が有する多様な機能活用の取組	宮崎県、日南市	水辺空間のレジャー等の利用		
			小中学生や任意団体等による環境学習		

※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※資料
宮崎県

防災・減災の取組・スケジュール

【取組位置図（津波）】

資料：南海トラフ対策特別委員会資料
（宮崎県県土整備部）

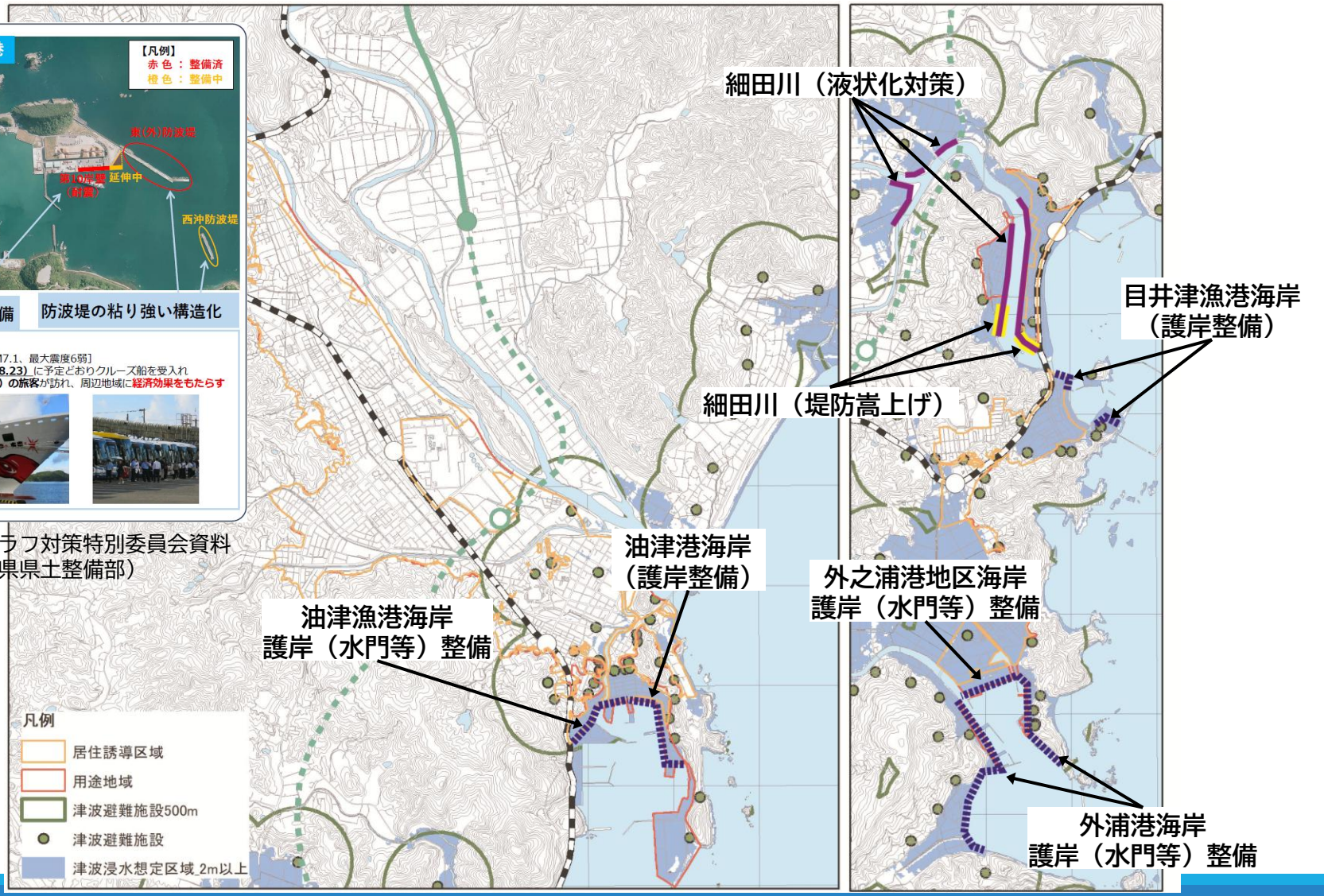

防災・減災の取組・スケジュール

【取組位置図（共通）】

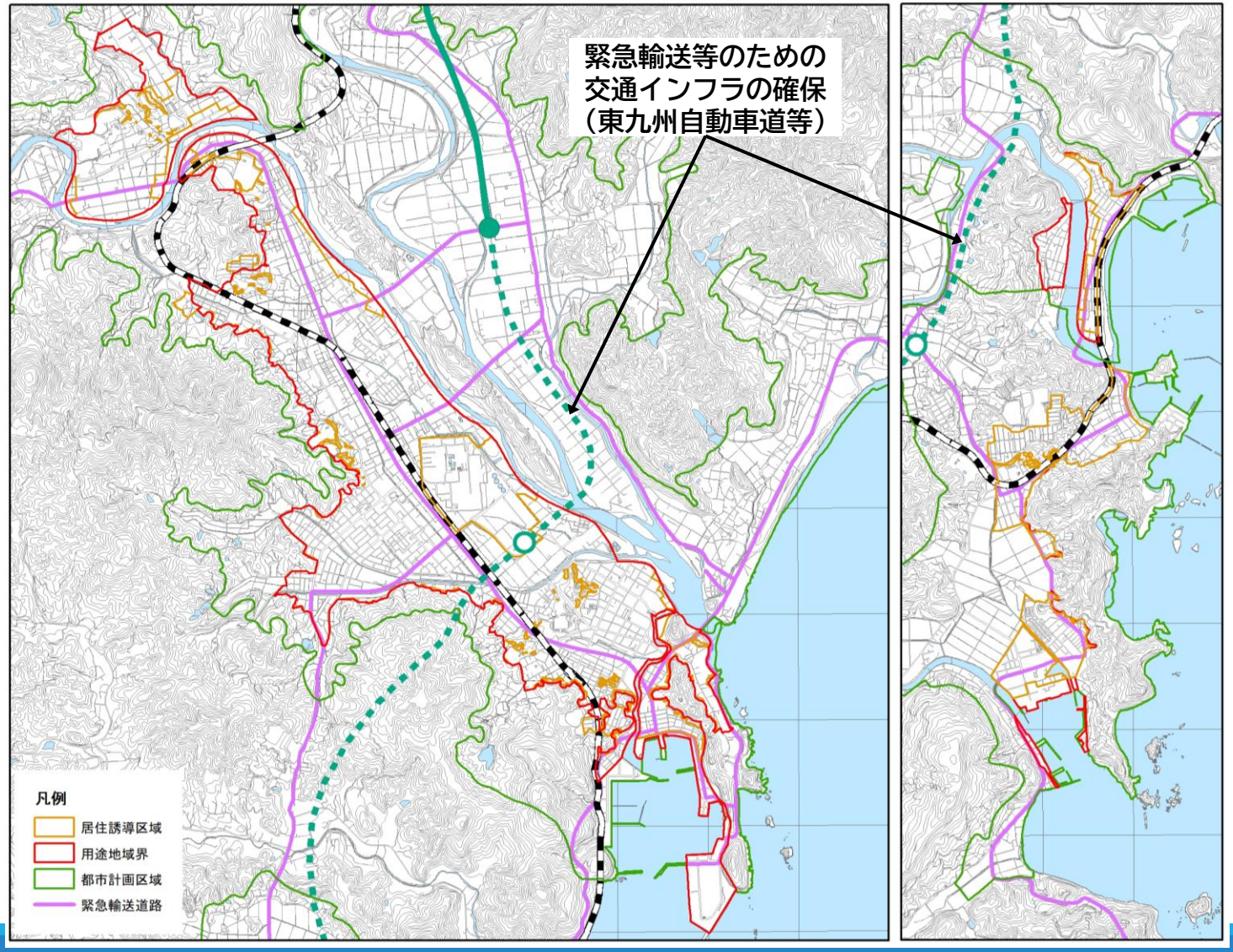

防災・減災の取組・スケジュール

・宮崎県は、戸高川流域を特定都市河川および特定都市河川流域に指定した（R8.3.25指定）。

特定都市河川について

日本のひなた 宮崎県

1．特定都市河川の指定によりできるようになること

①ハード対策の加速化（河川事業・下水道事業等）

②流域開発による雨水流出の増加を抑制 → 雨水浸透阻害行為の許可

③流域の貯留・浸透機能の向上による流出量の抑制 → 雨水貯留浸透施設の整備

④貯留機能を持つエリアの保全 → 保全調整池の指定 / 貯留機能保全区域の指定

⑤水害リスクを踏まえた土地利用 → 浸水被害防止区域の指定

2．特定都市河川の指定による支援策

○流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の整備において、地方公共団体や認定民間事業者等へ補助金拡充・税制優遇
- 国庫補助率：1/3 → 1/2
- 固定資産税の軽減（３年間）
  市町村の条例で定める割合
  （1/6～1/2の範囲）

○貯留機能保全区域に指定された土地に係る固定資産税及び都市計画税を市町村の条例で定める割合へ軽減（３年間）
（2/3～5/6の範囲）

○浸水被害防止区域に係る制度拡充
- 防災集団移転促進事業
- 災害危険区域等建築物防災改修等事業
- がけ地近接等危険住宅移転事業

※資料 宮崎県

防災・減災の取組・スケジュール

・宮崎県では、治水対策としての多自然かわづくりなど、流域治水とグリーンインフラの連携を進めている。

日南・串間地区　流域治水とグリーンインフラの連携

○自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラを取り入れた流域治水に取り組んでいく。
○流域の風土・歴史・文化を踏まえ、河川の有する多様な機能を十分に発揮し、**災害発生の防止**、**河川の利用**、**流水の正常な機能の維持**及び**河川環境の整備・保全**により、グリーンインフラの取組を推進する。

流域治水の取組　×　**グリーンインフラの取組**

※資料　宮崎県